

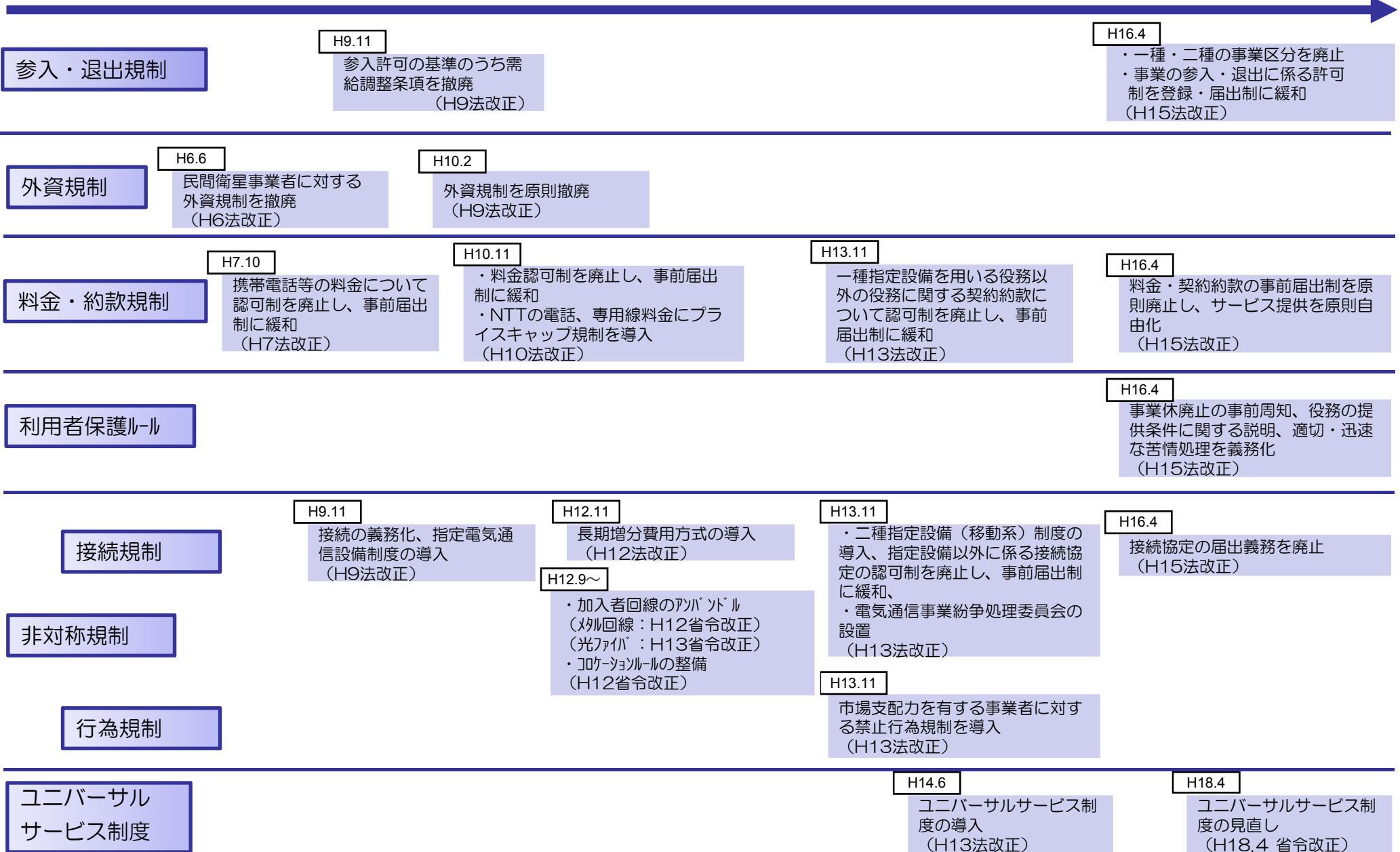
参考資料

平成20年9月

電気通信事業法の競争の枠組みの変遷

資料1

(年月は施行時点)



85年 電気通信事業法制定 新規事業者（NCC）参入

■電気通信サービスの料金は事前認可制

認可制

96年 電気通信事業法改正

■移動体通信料金を届出制へ移行

届出制

98年 電気通信事業法改正

■長距離、国際料金等を届出制へ移行

00年 プライスキャップ規制運用開始

■1998年の法改正を受け、NTT東西の加入電話、ISDN、専用線料金等について、プライスキャップ規制の適用を開始

■第1期
(00.10~03.9に適用)

■第2期
(03.10~06.9に適用)

■第3期
(06.10~09.9に適用)

03年 電気通信事業法改正

特定の役務を除き業務規制を原則廃止（デタリフ化）

【特定の役務】

- 基礎的電気通信役務：契約約款を作成し総務大臣に届出
- 指定電気通信役務：保障契約約款を作成し総務大臣に届出
- 特定電気通信役務：プライスキャップ規制の対象

デタリフ化

○ 料金その他の提供条件については、原則、非規制。

電気通信役務の料金その他の提供条件については、契約約款の作成や総務大臣への事前届出が原則不要。
例：県間通話、携帯電話、ADSL、国際電話等

ただし、極めて公共性の高い分野や、市場支配力を有する事業者が存在する分野においては、市場メカニズムを補完する等の政策的観点から、行政による一定の規制が必要



基礎的電気通信役務



契約約款を作成し、総務大臣に届出

国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべき電気通信役務。

対象：電話（加入者回線アクセス、離島特例通話、緊急通報）

公衆電話（第一種公衆電話の市内通話、離島特例通話、緊急通報）

指定電気通信役務

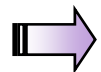


保障契約約款を作成し、総務大臣に届出

ボトルネック設備を設置する電気通信事業者が、それらの設備を用いて提供するサービスであって、他の電気通信事業者による代替的なサービスが十分に提供されない電気通信役務。（市場シェア等を勘案。）

例：NTT東西の加入電話・ISDN・公衆電話・専用線・Bフレッツ・フレッツISDN・ひかり電話 等

特定電気通信役務



プライスカップ規制の対象

指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務。（内容、契約者数等を勘案。）

例：NTT東西の加入電話・ISDN・公衆電話・専用線

■ 料金の適正性を担保するため、例えば、

他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害しているときは、次のような命令を課すことができる。

約款化された料金：契約約款変更命令等

デタリフ化された料金：業務改善命令

全ての電気通信役務

- ・競争事業者の電話（通話等）
- ・競争事業者のISDN
- ・競争事業者の専用線
- ・IP電話
- ・携帯電話、PHS
- ・インターネット接続サービス等

指定電気通信役務

（保障契約約款届出対象役務）

（ボトルネック設備を設置する電気通信事業者が、それらの設備を用いて提供するサービスであって、他の電気通信事業者による代替的なサービスが十分に提供されない電気通信役務）

NTT東西の

- ・Bフレッツ
- ・フレッツISDN
- ・ひかり電話
- ・オフトーク通信

基礎的電気通信役務

（契約約款届出対象役務）

（国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべき電気通信役務）

競争事業者の電話

（加入者回線アクセス、離島特例通話、緊急通報）

NTT東西の加入電話

（加入者回線アクセス、離島特例通話、緊急通報）

NTT東西の第一種公衆電話

（市内通話、離島特例通話、緊急通報）

特定電気通信役務

（プライスキャップ規制対象役務）

（指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務）

- ・NTT東西の加入電話（市内通話、県内市外通話等）
- ・NTT東西のISDN（加入者回線アクセス、市内通信、県内市外通信）
- ・NTT東西の専用線（一般専用サービス等）
- ・NTT東西の公衆電話（基礎的電気通信役務以外）

指定電気通信役務損益明細表と各区分に対応するサービス

指定電気通信役務損益明細表

該当するサービス

音声伝送役務

専用役務

データ伝送役務

営業
収益

営業
費用

営業
利益

指定電気通信役務		音声伝送役務			専用役務			データ伝送役務			営業 収益	営業 費用	営業 利益
指定電気通信役務	特定電気通信役務	基本料	加入電話 加入者回線、市内通信、県内市外通信			ISDN 加入者回線、市内通信、県内市外通信							
		市内・市外通信											
		公衆電話	公衆電話										
		その他	固定発IP電話着信通信	固定発携帯電話着信通信	番号案内								
指定電気通信役務	特定電気通信役務	専用役務	一般専用サービス		高速デジタル伝送サービス								
			ATM専用サービス	IPルーティング網 接続専用サービス	DSL等接続 専用サービス								
			Bフレッツ										
			ひかり電話	フレッツISDN	オプティック通信サービス								
指定電気通信役務	特定電気通信役務以外の指定電気通信役務	FTTHアクセスサービス	第一種指定電気通信設備を設置する者が当該設備を用いて提供する役務										
		その他											
			加入電話付加機能	支店代行電話、内部通話用電話、有線放送電話接続電話、共同電話									
			無線専用サービス		映像伝送サービス								
指定電気通信役務以外の電気通信役務	非規制		フレッツADSL		Bフレッツ(FWA)、フレッツオンデマンド、フレッツオフィス、Mフレッツ、フレッツコネク、フレッツグループアクセス								
			メガデータネット		スーパーワイドLAN	信号監視通信サービス	映像データ通信網サービス						

プライスキップ規制の対象

専用役務

第一種指定電気通信設備を設置する者が当該設備を用いて提供する役務

保障契約約款を作成し、総務大臣に届出

非規制

1. プライスカップ（上限価格方式）の概要

① プライスカップの制度趣旨

- ・ 第一種指定電気通信設備を用いて提供され、競争が十分に進展しておらず、かつ、利用者の利益に及ぼす影響が大きいサービスに対して料金水準の上限を設けることにより、事業者の経営効率化を促すとともに料金の低廉化の実現を目的として導入（平成12年10月適用開始）。

② プライスカップの対象

- ・ NTT東西が提供する音声伝送サービス（加入電話、ISDN、公衆電話に限る。）及び専用サービス

③ プライスカップの設定方法

- ・ サービス区分（バスケット）内の料金を指数化し、一定の期間中の当該指数の上限を基準料金指数として規定。
- ・ 基準料金指数は、前適用期間の基準料金指数に生産性向上見込率を加味し、以下の式から求められる。

$$\text{基準料金指数} = \text{前期の基準料金指数} \times (1 + \text{消費者物価指数変動率} - \text{生産性向上見込率} + \text{外生的要因})$$

- ・ 基準料金指数の設定に用いる生産性向上見込率は、3年ごとに設定。

④ プライスカップ対象サービスの料金設定

- ・ NTT東西の実際の料金指数が、バスケット毎に、基準料金指数を下回るものであれば個々の料金は届出で設定が可能。
- ・ 基準料金指数を超える料金の設定については、総務大臣の認可が必要。

【プライスカップのバスケットと対象サービス】

区分（バスケット）	主な具体的料金
音声伝送バスケット	・ 加入電話・ISDN（市内、市外通話料）・公衆電話（通話料）
加入者回線サブバスケット	・ 加入電話・ISDN（基本料、施設設置負担金）
専用バスケット	・ 一般専用サービス、高速デジタル伝送サービス利用料

2. プライスキップの運用の経緯

① いままでのプライスキップの運用

- ・ プライスキップの運用に当たっては、3年ごとに生産性向上見込率（X値）を設定し、当該X値を用いて基準料金指数を設定している。X値は、その適用期間の最終年度に収支が相償するように算定され、具体的には次の式で表される。

$$\text{収入} \times (1 + \text{消費者物価指数変動率} - X \text{値})_3 = \text{費用} + \text{適正報酬額} \cdot \text{利益対応税額}$$

- ・ これを、左辺をX値として展開すれば展開すれば次のとおりであり、消費者物価指数変動率、費用、収入を予測することによりX値を算定。

$$X \text{値} = 1 + \text{消費者物価指数変動率} - \sqrt[3]{(\text{費用} + \text{適正報酬額} \cdot \text{利益対応税額}) \div \text{収入}}$$

② 第一期（平成12年10月～平成15年9月）

- ・ 音声伝送バスケット及び専用バスケットについては、期間中のX値（音声:年率1.9%、専用:年率2.1%）により基準料金指数を設定。
- ・ 加入者回線サブバスケットについては、NTT東西の施設設置負担金に係る収支について圧縮記帳前のデータが存在しないことから具体的なX値を設定することは適当ではなく、X値を消費者物価指数変動率として基準料金指数を平成12年4月の料金水準に設定。

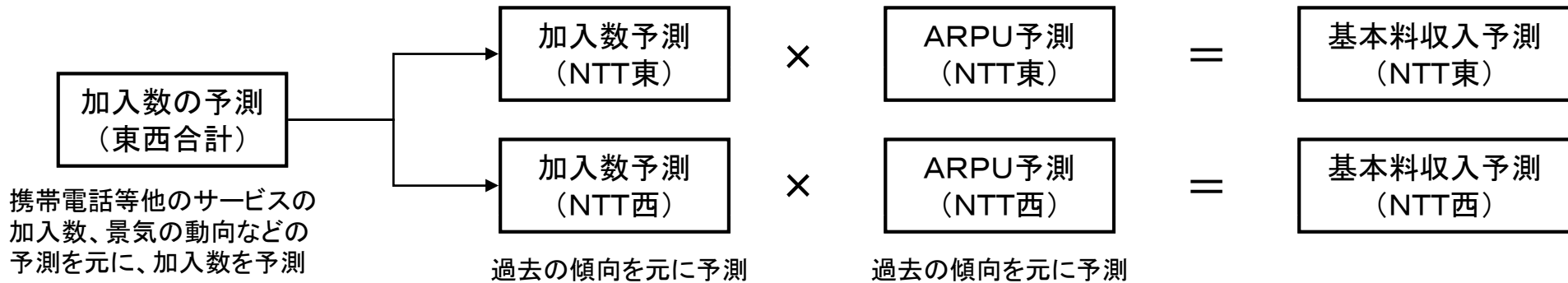
③ 第二期（平成15年10月～平成18年9月）

- ・ 音声伝送バスケットについては、IP電話の普及等による固定電話トラフィックの減少の予測が困難であり、予測値が一意に定まらなかったことから、固定電話の料金水準が国民生活・経済に及ぼす影響を考慮し、X値を消費者物価指数変動率として前期の上限を維持。
- ・ 加入者回線サブバスケットについては、前期と同様。
- ・ 専用バスケットについては、期間中のX値（NTT東日本:年率1.0%、NTT西日本:年率0.6%）により基準料金指数を設定。

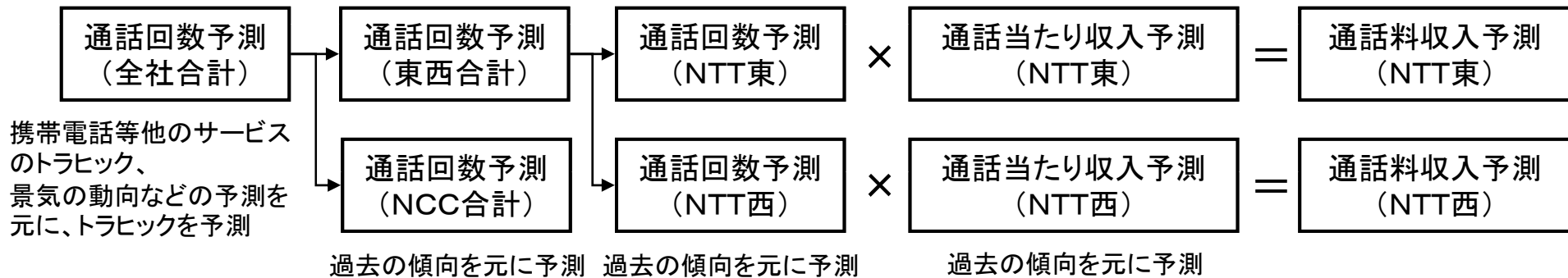
④ 第三期（平成18年10月～平成21年9月）

- ・ 音声伝送バスケットについては、PSTNからIP網への移行期であることを踏まえ、動的な市場におけるX値を一意に定めることの困難性、IP網への移行に対する政策の中立性を考慮し、X値を消費者物価指数変動率として前期の上限を維持。
- ・ 加入者回線サブバスケットについては、前期と同様。
- ・ 専用バスケットについては、期間中のX値（NTT東日本:年率0.5%、NTT西日本:年率0.8%）により基準料金指数を設定。

○ 基本料収入(加入電話)の予測方法の例

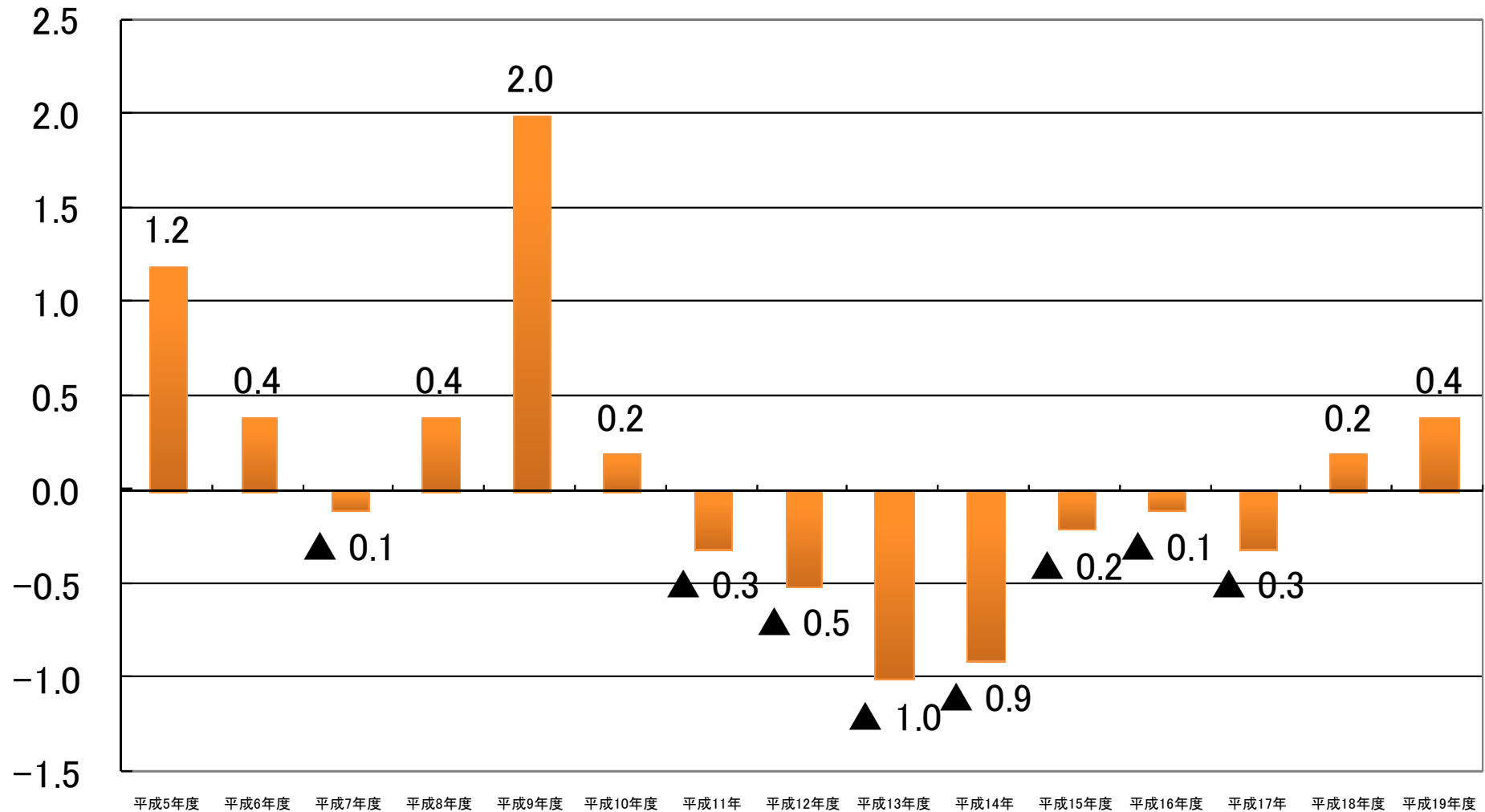


○ 通話料収入(加入電話)の予測方法の例



プライスキップの運用について④（消費者物価指数変動率の推移）

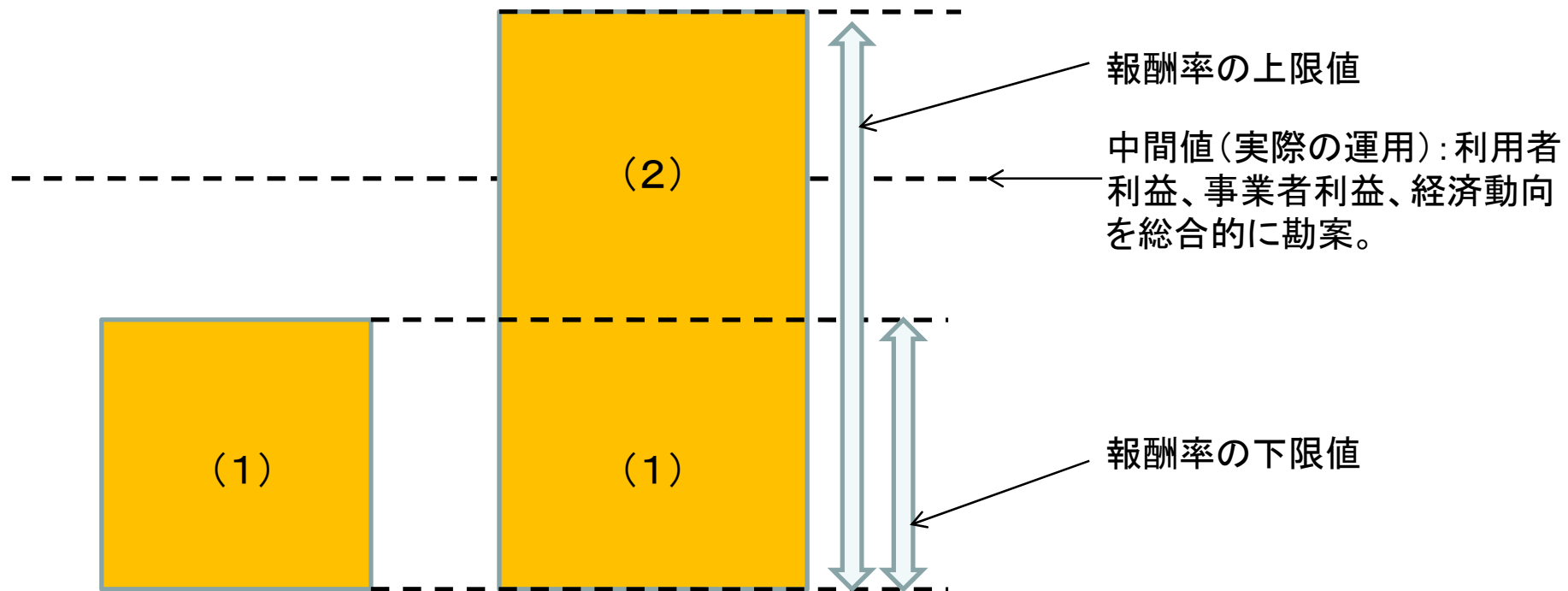
資料9



※ X値を算定した年度（平成11年度、平成14年度、平成17年度）は、データの公表時期との関係により、年度ではなく、年の値を用いている。

■ 特定電気通信役務の報酬率の運用について

適正報酬額(事業者の資本費用) = レートベース(事業用資産の価値) × 報酬率



(1): 他人資本比率 × 有利子負債比率 × 有利子負債利子率

借入分の利子

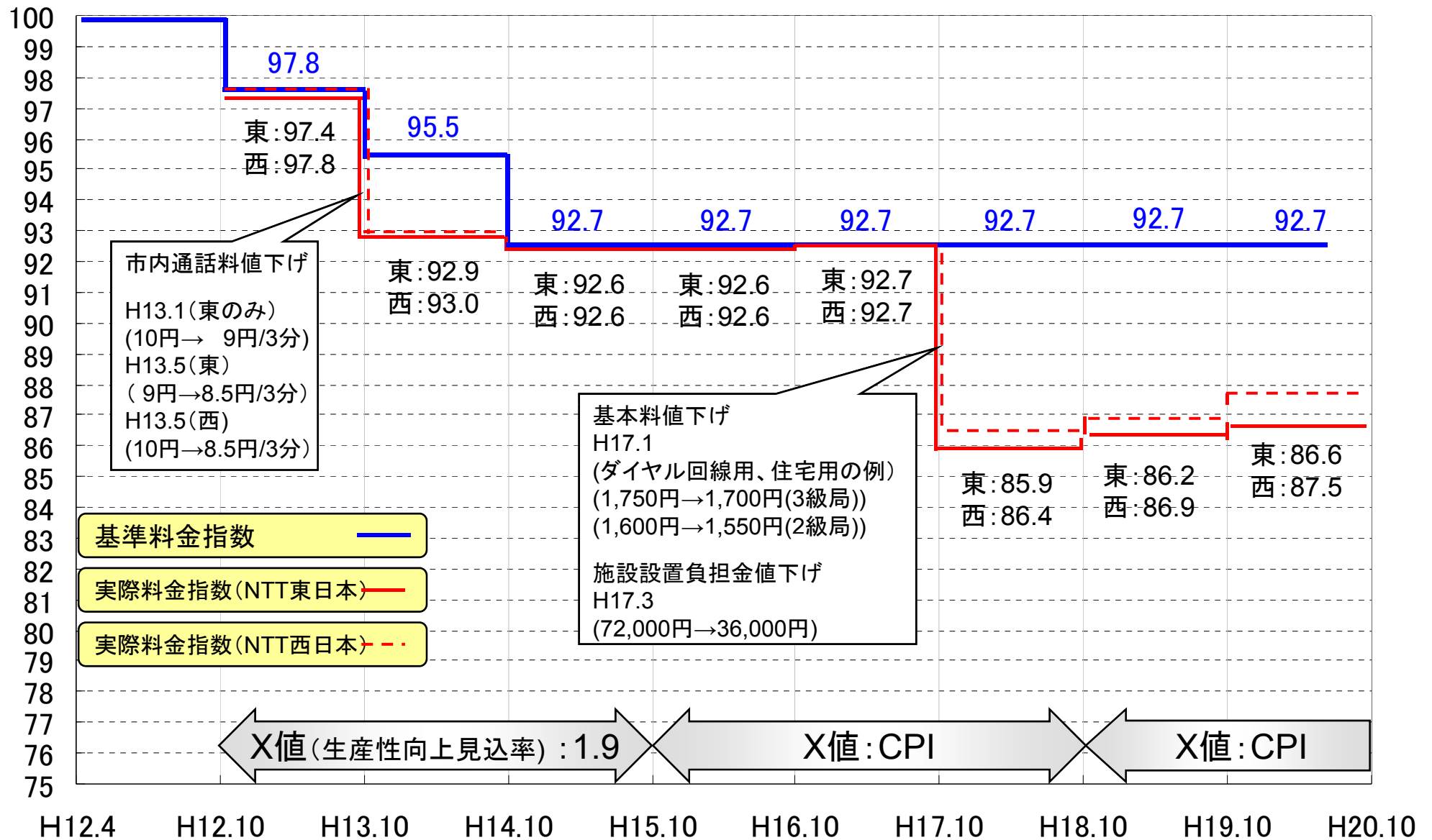
(2): 自己資本比率 × 自己資本利益率 + 他人資本比率 × 引当金等比率 × 国債利回り

狭義の適正利潤

借入分の引当金

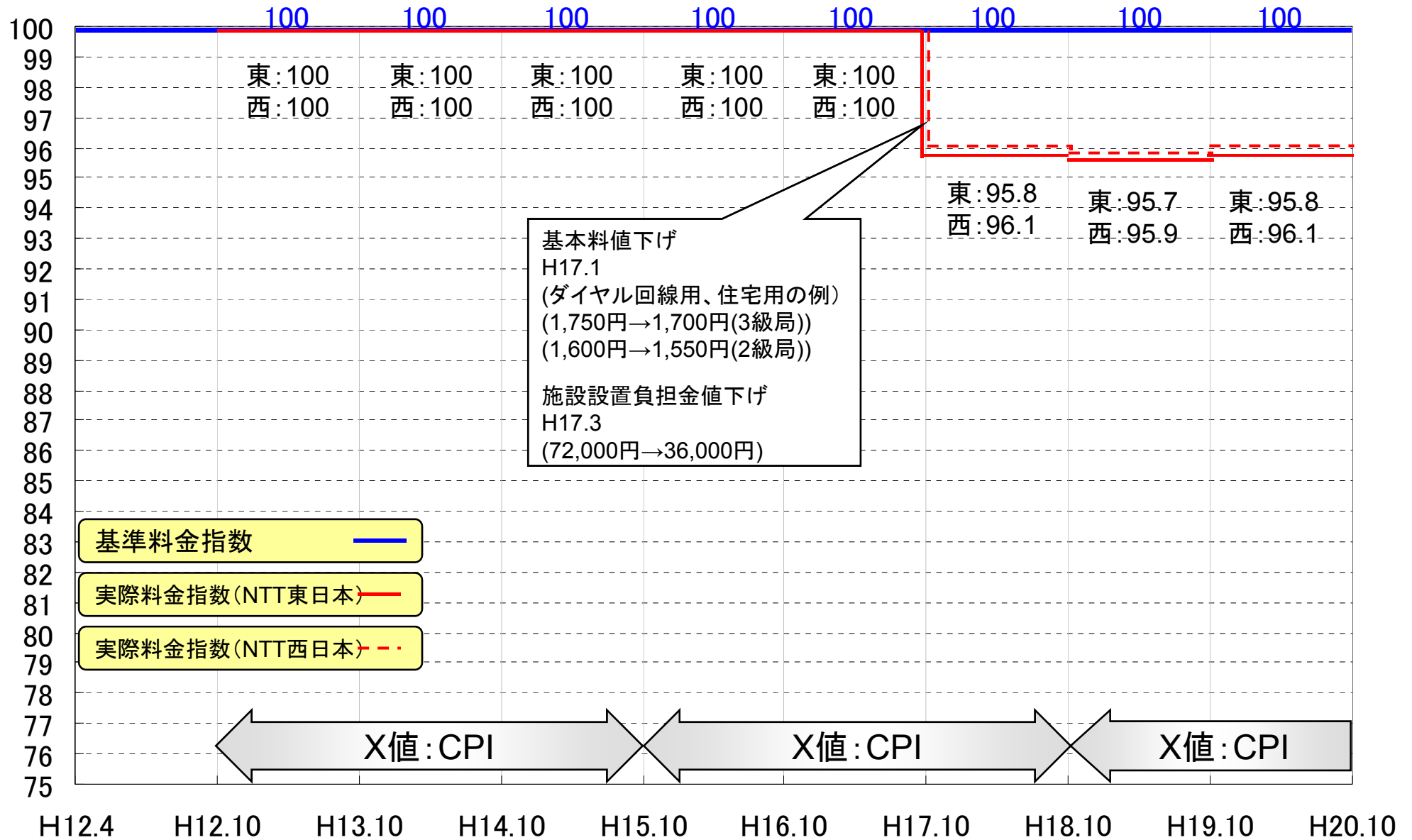
(自己資本利益率: 主要企業の平均自己資本利益率又は資本資産の評価モデル(CAPM)に基づく期待収益率のいずれか低い方を採用。)

料金指数の推移 ① (音声伝送バスケット)



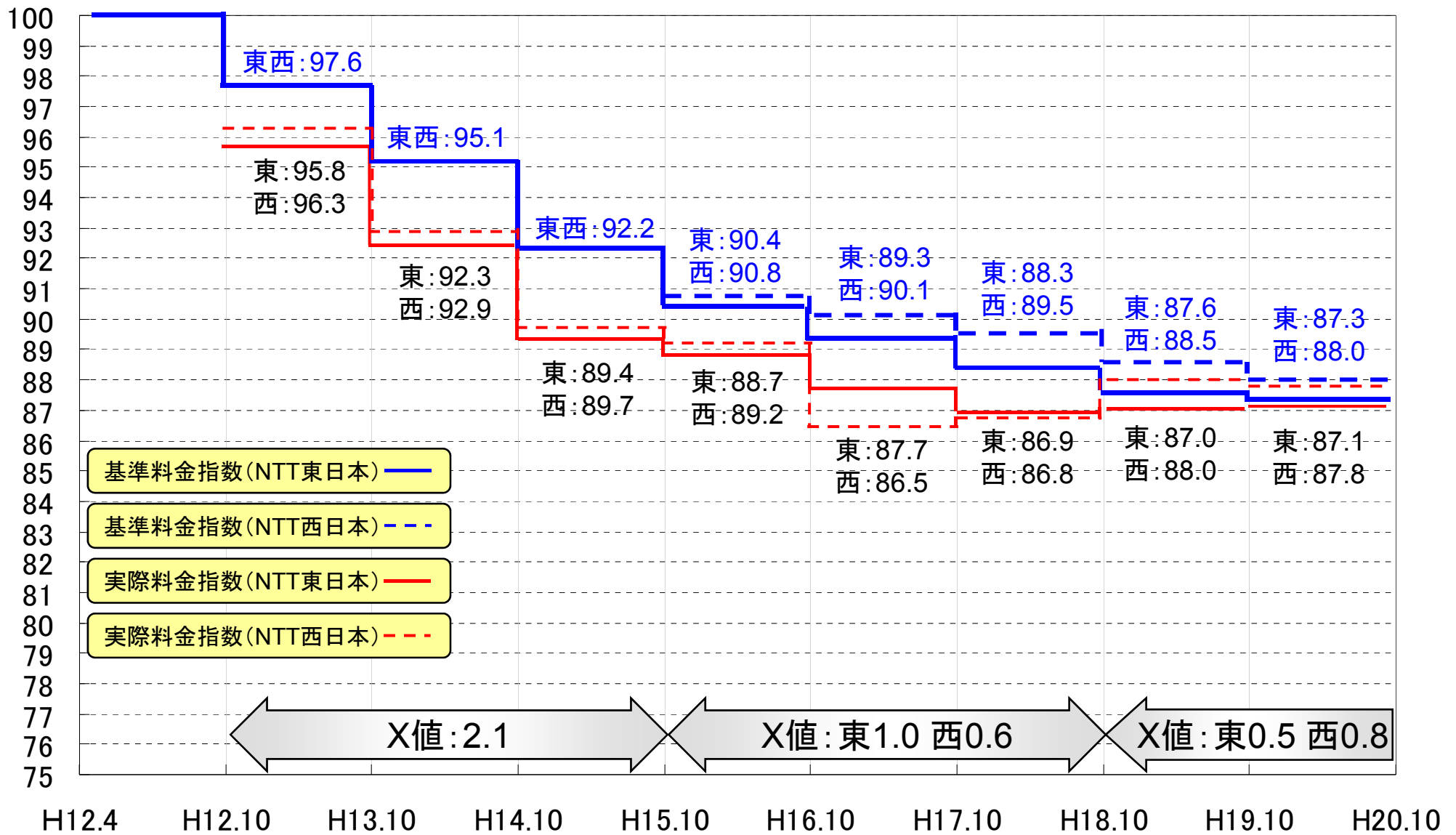
※実際料金指数は各期の10月1日時点のもの

料金指数の推移 ② (サブバスケット)



※実際料金指数は各期の10月1日時点のもの

料金指数の推移 ③ (専用バスケット)



※実際料金指数は各期の10月1日時点のもの

IP化の進展に伴う競争環境の変化

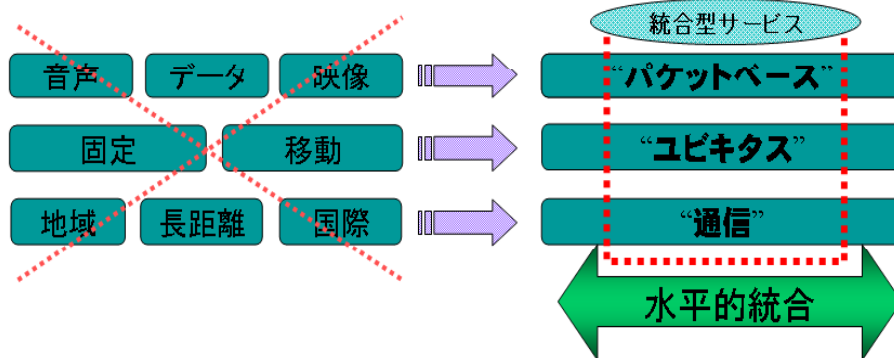
- (1) ブロードバンド化の進展---リッチコンテンツの流通の拡大
- (2) 水平的市場統合の進展-----イントラモダルな競争からインターモダルな競争への転換
- (3) 垂直的市場統合の進展-----各レイヤー全体を念頭に置いた公正競争確保の必要性

イントラモダル(市場内)競争からインターモダル(市場間)競争へ

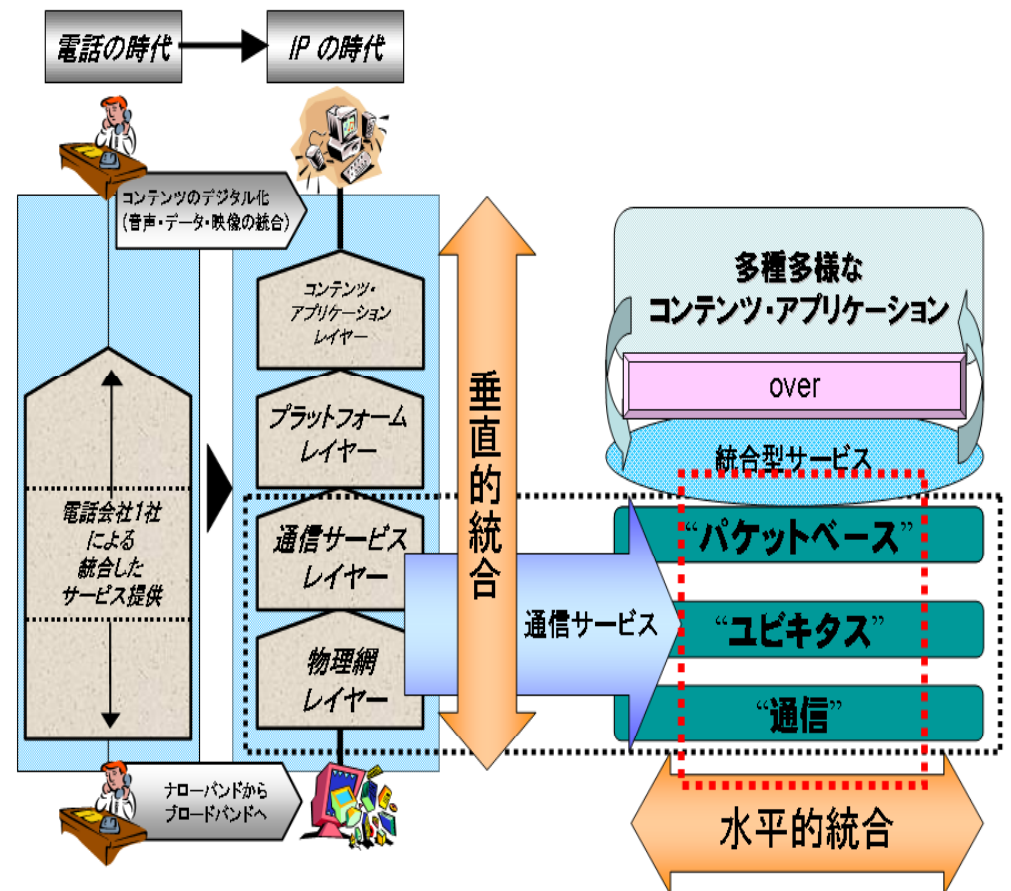
(例) FMC(Fixed and Mobile Convergence), 通信と放送の融合

PSTNからIPの時代へ
("Everything over IP"の時代)

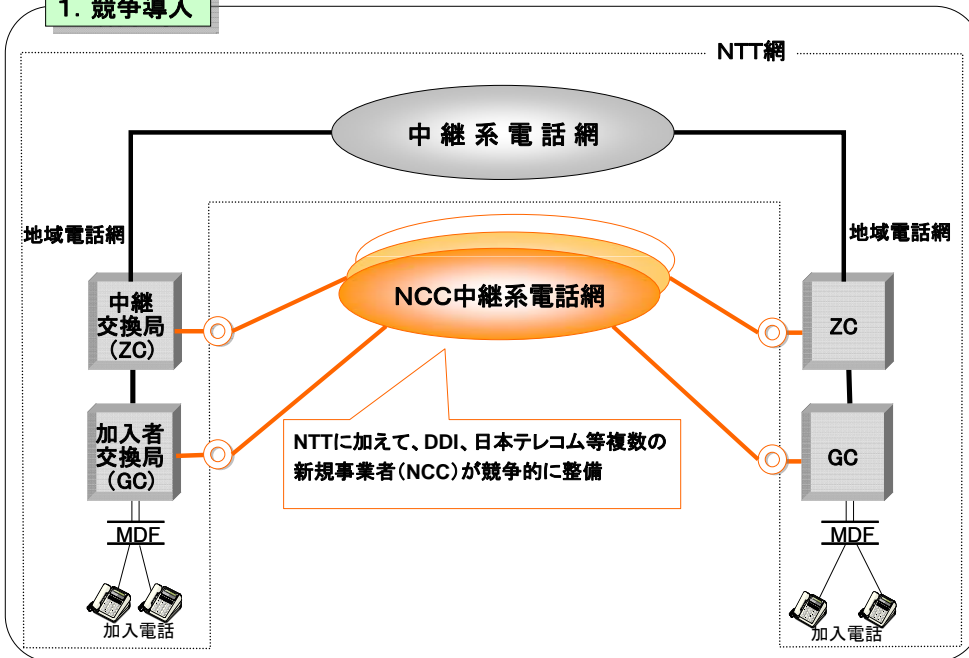
市場構造の劇的な変化 (パラダイムシフト)



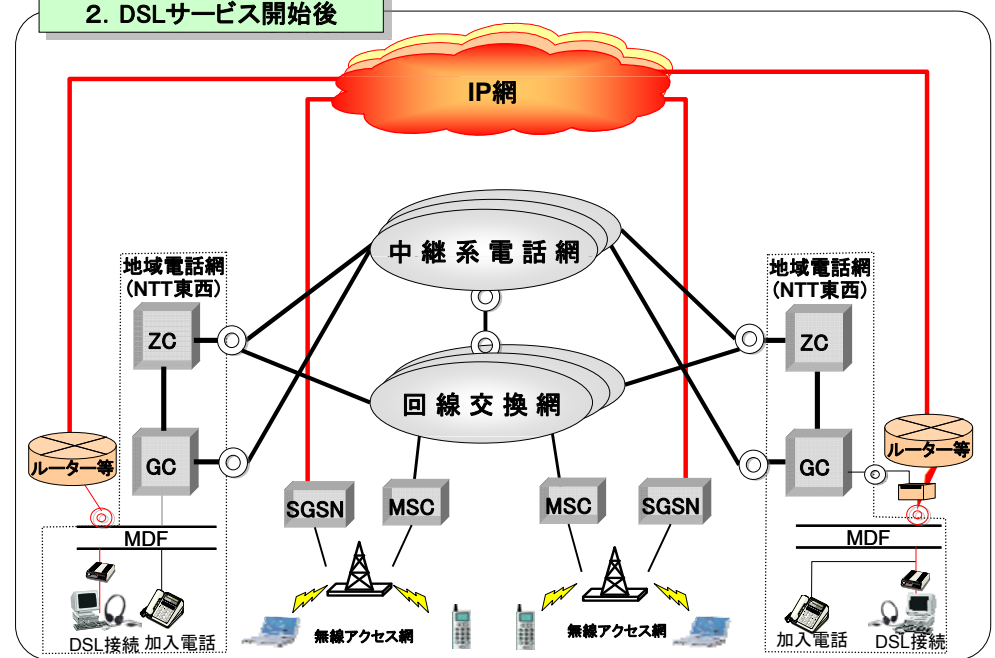
ブロードバンド時代のビジネスモデルは垂直統合型へ進化



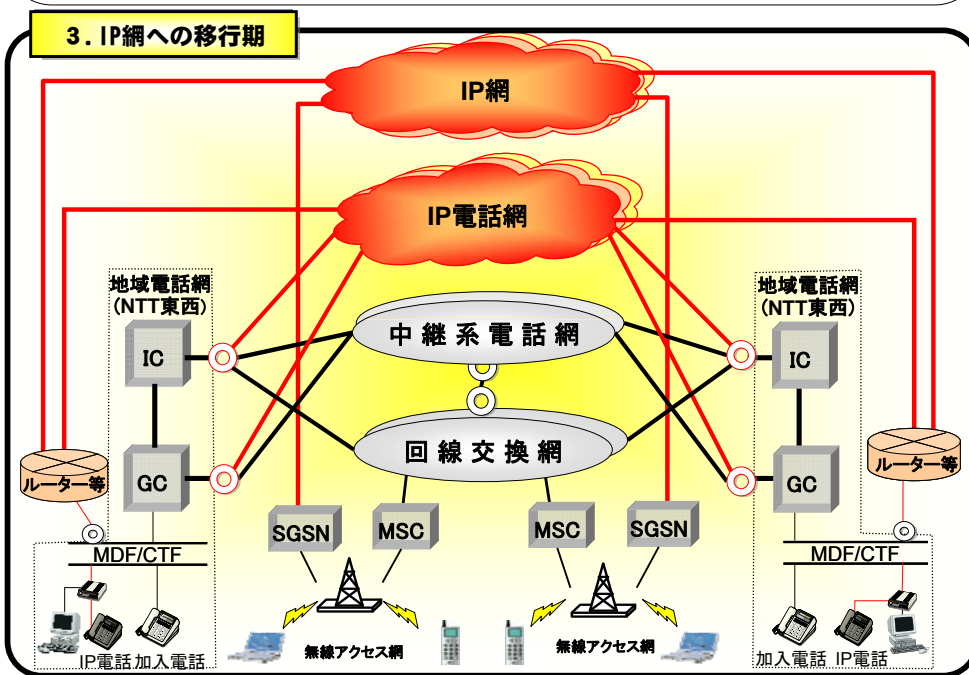
1. 競争導入



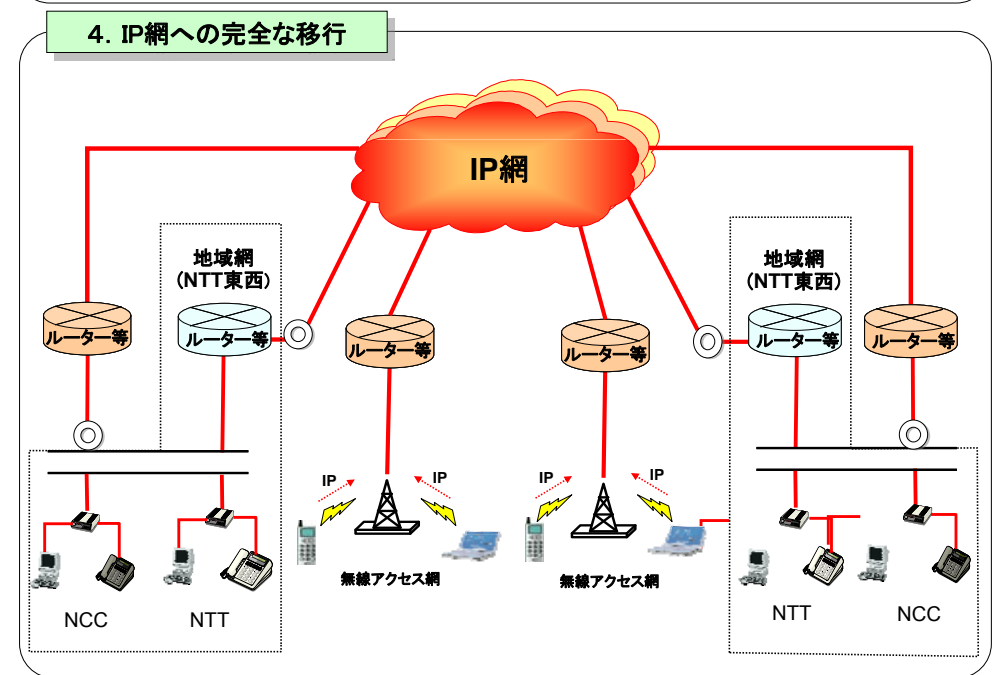
2. DSLサービス開始後



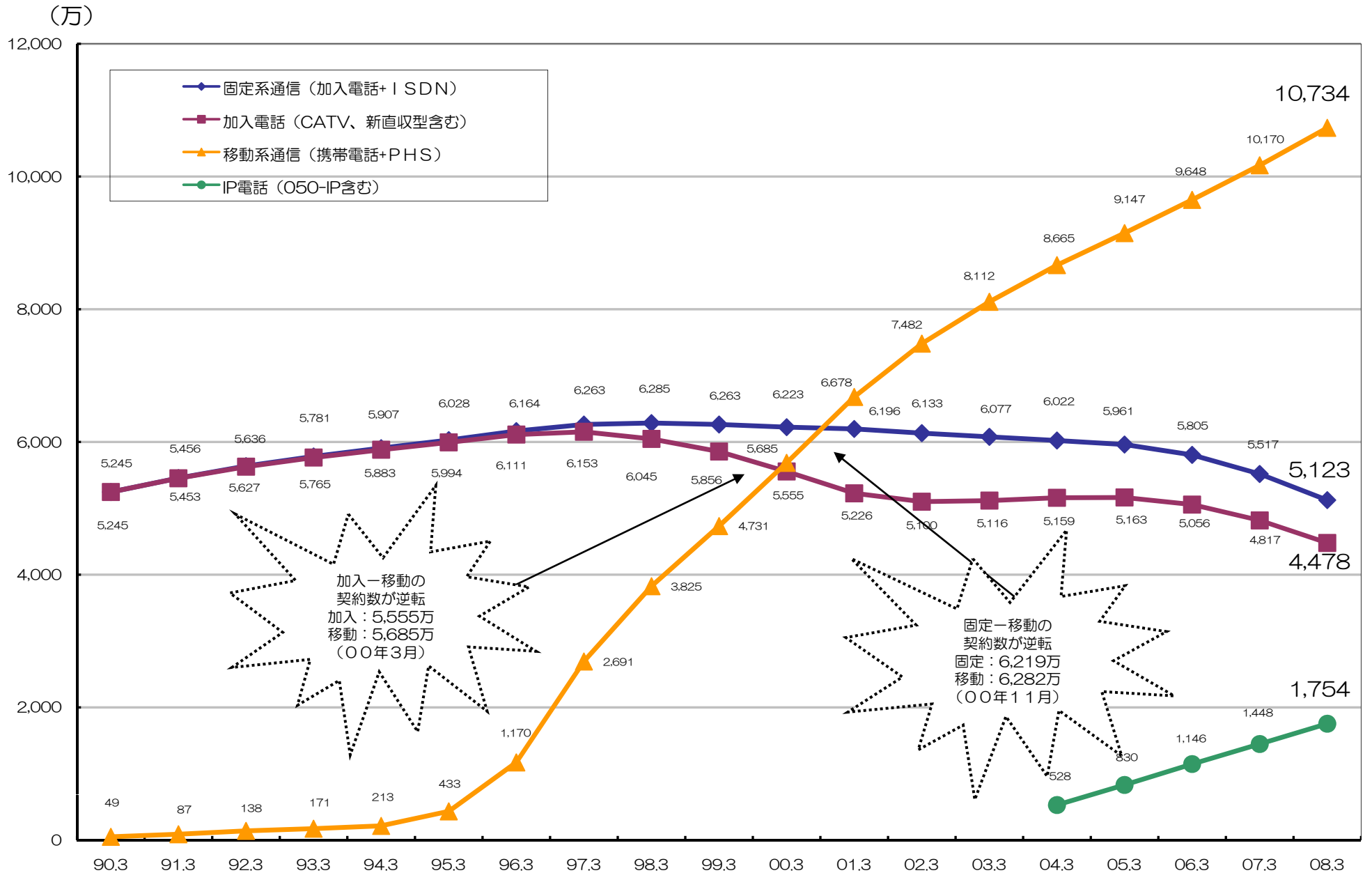
3. IP網への移行期



4. IP網への完全な移行



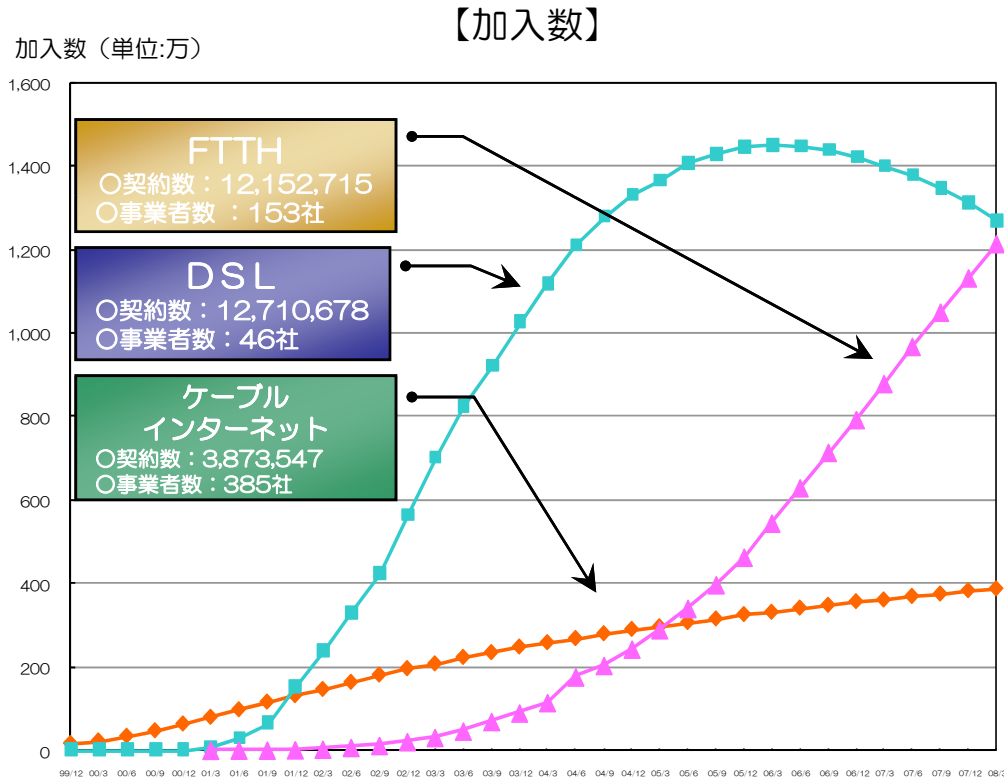
契約数の推移（固定系通信、加入電話、移動系通信、IP電話）



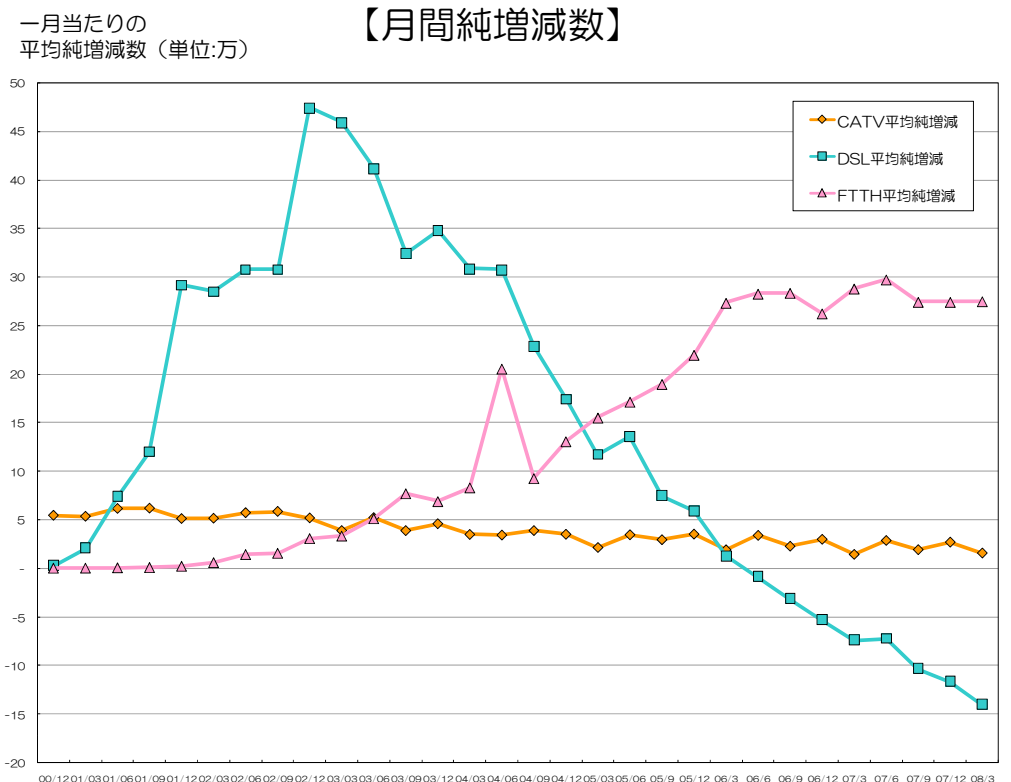
出典：電気通信サービスの加入契約数の状況（総務省資料）

ブロードバンドアクセスサービスの推移

- ブロードバンドの加入者については近年急激に拡大（ブロードバンド総加入者数は2,800万を突破）
- 一般家庭向け光アクセスサービスについては、日本が世界に先駆けて01年3月より提供開始。
- 総加入数で見ると依然DSLがFTTHを上回るが、純増減数で見るとDSLは純減。



年/月	03/03	04/03	05/03	06/03	07/03	08/03
FTTH	30万	114万	289万	545万	879万	1,215万
DSL	702万	1,119万	1,368万	1,452万	1,401万	1,271万
CATV	206万	257万	296万	331万	361万	387万

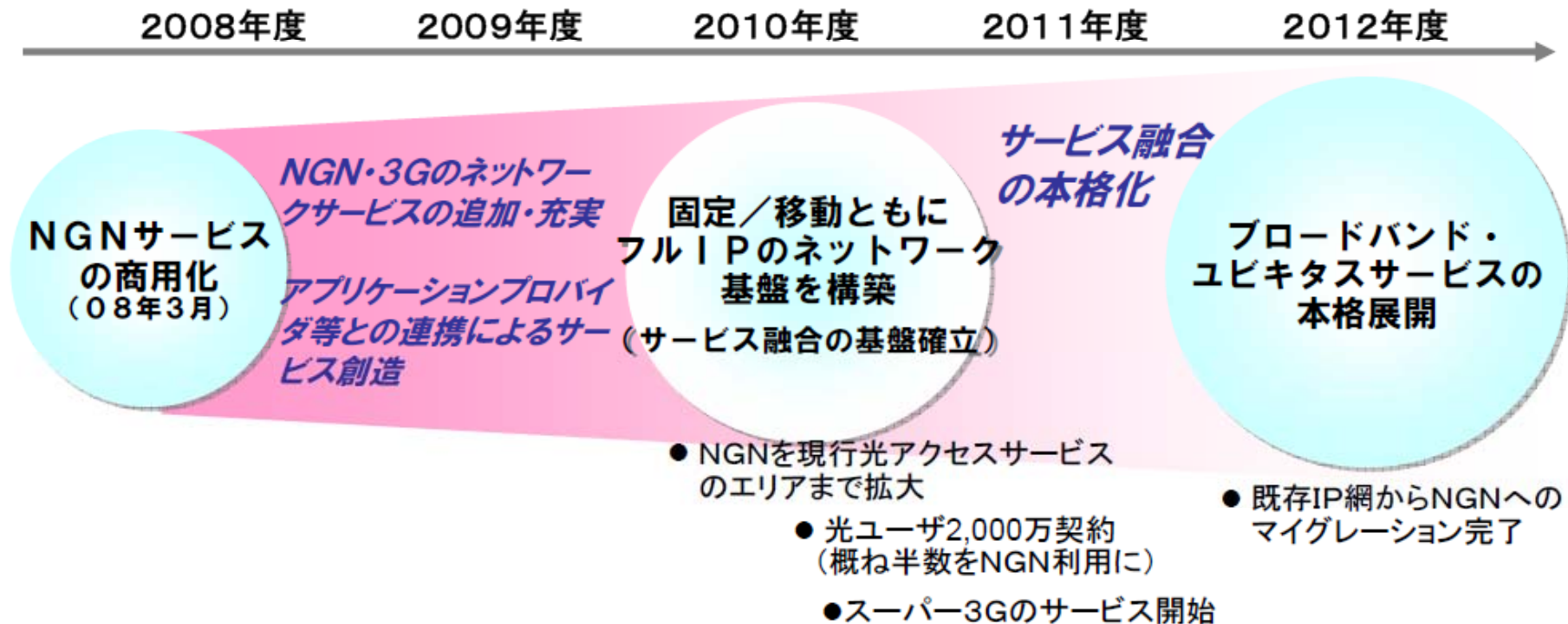


年/月	03/1-3	04/1-3	05/1-3	06/1-3	07/1-3	08/1-3
FTTH	3.3万	8.2万	15.4万	27.3万	28.7万	27.4万
DSL	45.9万	30.8万	11.6万	1.2万	-7.4万	-14.0万
CATV	3.8万	3.4万	2.0万	1.8万	1.3万	1.5万

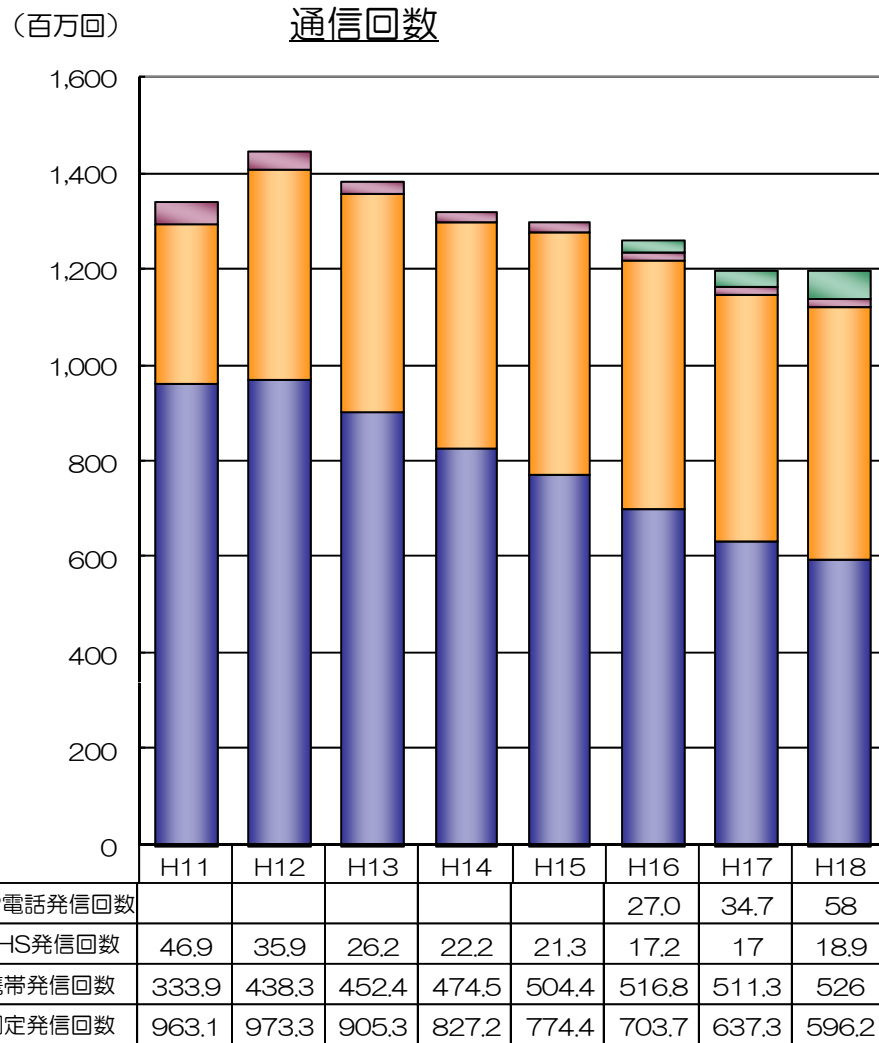
注) 04年6月末分より電気通信事業報告規則の規定により報告を受けた契約数を、それ以前は任意の事業者から報告を受けた契約数を集計。

ブロードバンド・ユビキタスサービスの展開方針

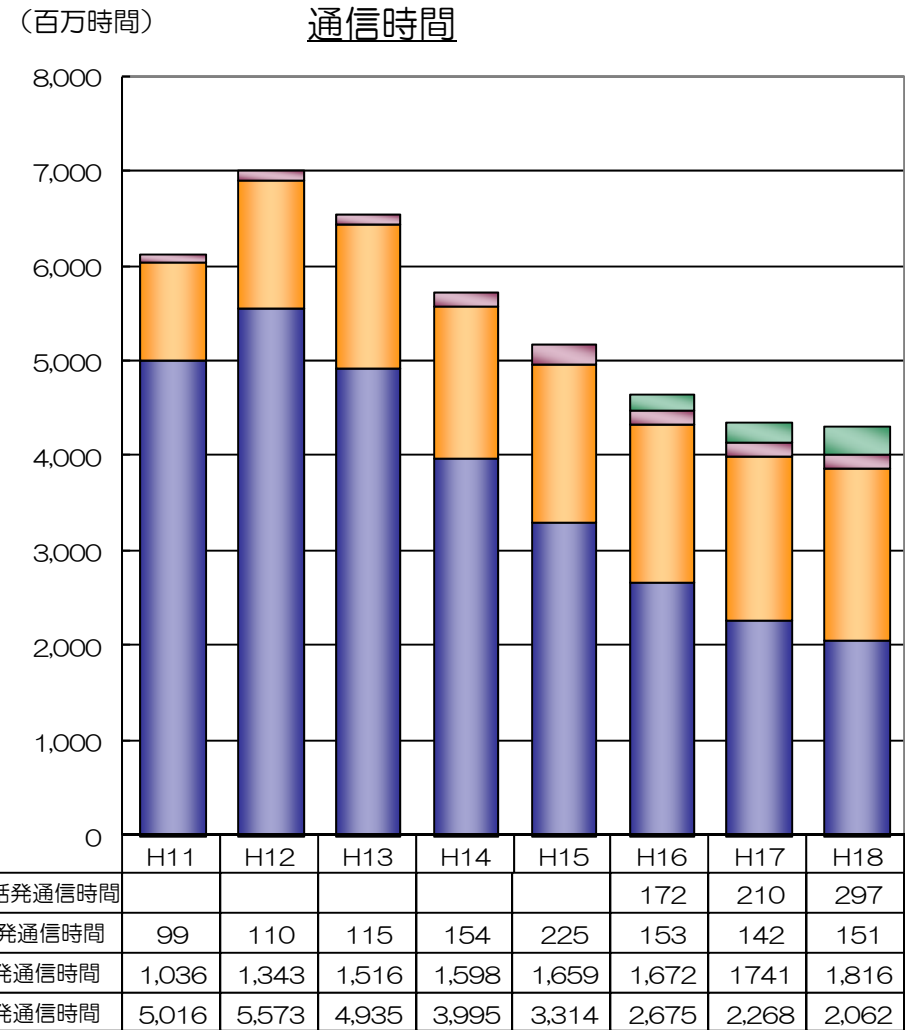
- ユーザ志向で、フルIPネットワークの基盤を活用したブロードバンド・ユビキタスサービスを創造・本格展開
- IP系やソリューションを軸とする事業構造への改革を推進
- 事業構造の改革に合わせて、グループ各社の業務運営の改革を推進



トラヒックの推移（固定、携帯、PHS、IP電話）

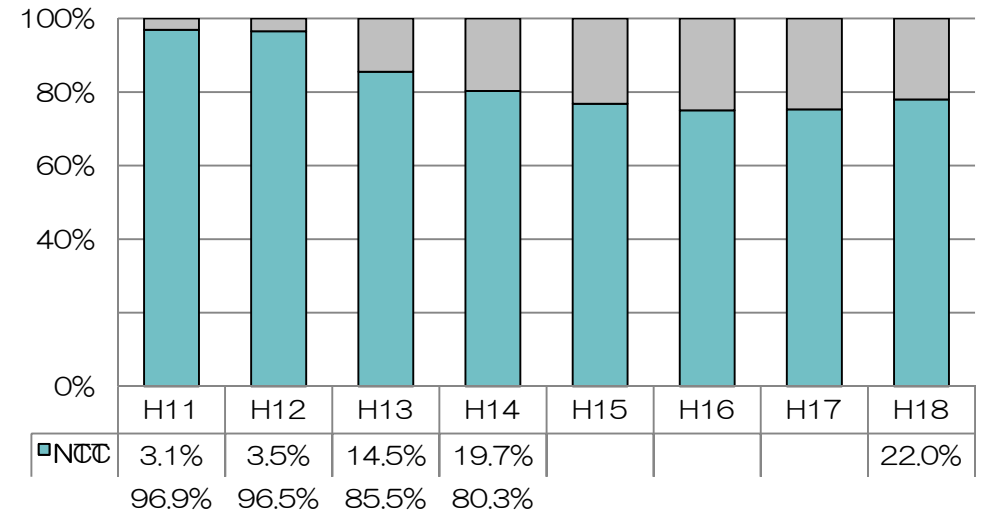


※ 固定は加入電話、公衆電話、ISDNの合計

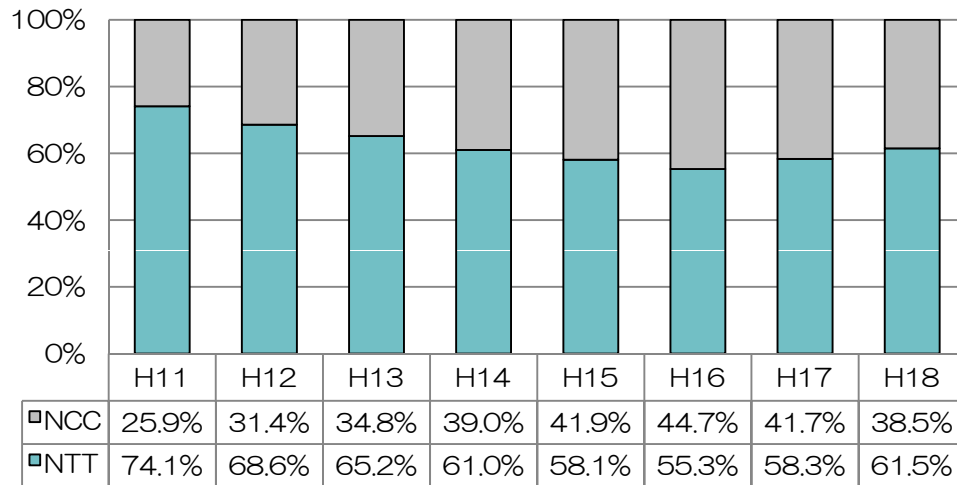


※ 固定は加入電話、公衆電話、ISDNの合計

市内通話（通信時間）



県内市外通話（通信回数）



備考：固定系通信（加入電話+ISDN）におけるトラフィックシェア
 出典：「トラフィックからみた我が国の通信利用状況」（総務省）

備考：

注1：NTT東西は県外通話及び国際通話は未提供。

2：マイライン未登録件数は集計していない。

専用線サービスのシェアの推移（契約回線数）

Bフレッツ及びひかり電話のシェアの推移

(千契約)

Bフレッツ契約数の推移

(万チャンネル)

ひかり電話利用数の推移

注：07年1月にKDDIが東京電力のFTTH事業等を統合したことに伴い、H18年度末から「電力系事業者」に東京電力は含まない。

加入電話等の料金比較

		基本料(月額)						通話料(平日昼間3分間あたり)			加入料 (負担金)
		住宅用			事務用			市内	県内市外	県間	
NTT 東西	加入電話	3級局	2級局	1級局	3級局	2級局	1級局	8.5円	【県内:~60km】 30円	【県間:100km~】 80円 (NTTコム中継)	36,000円 (-)
	ダイヤル回線 ()内はライトプラン	1,700円 (1,950円)	1,550円 (1,800円)	1,450円 (1,700円)	2,500円 (2,750円)	2,350円 (2,600円)	2,300円 (2,550円)				
	プッシュ回線 ()内はライトプラン	1,700円 (1,950円)	1,600円 (1,850円)		2,500円 (2,750円)	2,400円 (2,650円)					
ソフトバンク テレコム	おとくライン (シンプルプラン:アナログ)	1,500円	1,350円		2,350円	2,200円	2,050円	7.89円	住宅用:14.9円 事務用:7.89円	-	
KDDI	メタルプラス	1,500円			2,400円(アナログ)			8円	住宅用:15円 事務用:8円	-	

NTT 東西	ひかり電話 (基本プラン)	500円(基本プラン:戸建て) ^{※1} ※1 FTTHサービスへの加入が必須	1,300円(オフィスタ입) ^{※1} ※1 FTTHサービスへの加入が必須	8円	-
KDDI	ひかりone	500円(戸建て) ^{※1} ※1 FTTHサービスへの加入が必須	-	8円	-
ケイ・オプティ コム	eo光 (プラン1)	300円(戸建て) ^{※1} ※1 FTTHサービスへの加入が必須	-	近畿2府4県内:7.4円 近畿2府4県以外:8円	-

(注) 各社HP資料等を基に、総務省において作成。また、各料金(税抜)は、2007年4月1日現在のもの。

特定電気通信役務：指定電気通信役務であって、その内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きいもの

H10年事業法改正時の考え方

「利用者の利益に及ぼす影響が大きい」とは、仮にそのサービスについて不当な料金設定がなされた場合、利用者にとってそのサービスを利用することが必要不可欠であることから、その影響の度合いが著しく大きいことをいい、具体的には、サービスの内容や利用者の範囲から判断される。

役務の内容とは、一定の通信を行うための必要不可欠性や他のサービスによる代替可能性※に基づき判断

利用者の範囲は利用者の限定性や現実の利用者数等に基づき判断

「新たな料金制度の在り方について」(平成9年12月24日、マルチメディア時代に向けた料金・サービス政策に関する研究会 報告書)

インセンティブ規制方式の対象

- ① 国民生活・経済にとって必要不可欠なサービスで、かつ
- ② 競争が不十分であるために、市場による価格形成では適正な料金水準が形成されることが困難な分野

具体的なメルクマール

- ① 国民生活・経済にとって必要不可欠なサービスのメルクマール
サービス内容、利用者層、利用者数、普及率、将来動向
- ② 競争が不十分な分野のメルクマール
事業者数、市場シェア、料金水準・推移、内外価格差

・電話サービス

人々のコミュニケーションにおける基本的な情報伝達手段として広く利用されており、利用者数、利用者層の広さ、普及率などからみても、国民生活・経済にとって必要不可欠なサービスであるといえる。なお、電話サービスは、日本電信電話株式会社法上「あまねく日本全国」における提供が責務とされており、ユニバーサルサービスとして捉えられている。

※ 固定電話の加入数(H8末):6,153万加入、純増数(H8):42万加入

・ISDNサービス

電話に代わる次世代の基本的な電気通信サービスと考えられており、現時点での加入数では電話に比較すると僅少であるものの、平成8年度においてISDNの純増加入数が電話のそれを上回るなど今後電話に匹敵するサービスに成長すると見込まれる。したがって、将来動向を考慮すると、電話と同様国民生活・経済にとって必要不可欠なサービスといえる。

※ ISDNの加入数(H8末):111万加入、純増数(H8):58万加入

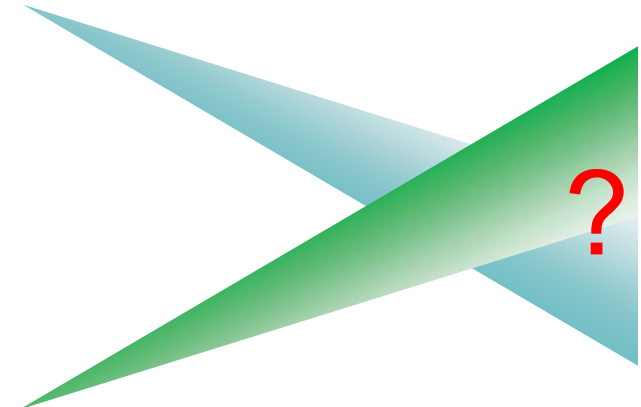
・専用サービス

- ① 主として企業向けサービスではあるものの、産業活動にとって不可欠なものとなっており、今後のネットワークの利用形態の多様化が進展する中で、経済的に一層重要性が高まると考えられること。
- ② 一般利用者向けにインターネット接続サービス等多種多様な通信サービスを提供している二種電気通信事業者の活動の基盤となっていること。
- ③ 近年においては、教育・福祉など国民生活に密着した分野における利用が増大しているとともに、家庭においてもインターネットのヘビーユーザ等による個人利用が増えていること等から国民生活・経済にとって必要不可欠なサービスと考えるのが適当である。

※ 特定電気通信役務制度を創設した際には、特定電気通信役務に現在の指定電気通信役務の概念を含む制度であったため、「サービスの内容」には、必要不可欠性の他、他のサービスによる代替性が含まれていた。

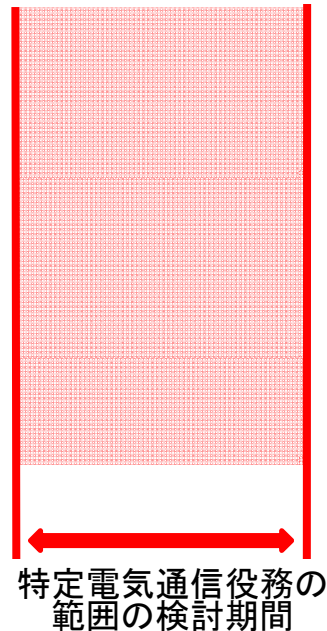
■生産性向上見込率(X値)算定に必要な需要の予測

- ・音声バスケット、サブバスケットのX値算定に当たっては、固定電話の需要予測が不可欠。
- ・一方、固定電話の契約数の減少と0ABJ-IP電話の契約数の増加には一定の相関関係が認められるため、固定電話の需要予測に当たっては、0ABJ-IP電話の需要予測が重要な要素。
- ・0ABJ-IP電話の需要予測に当たっては、NTT東西の経営戦略も重要な要素の一つであるところ、NTT東西は、04年に発表した「2010年度に3,000万」という光サービスの提供計画を、07年には2,000万と下方修正したところでもあり、今後の予測は非常に困難。



■ 特定電気通信役務の範囲の決定時点の考え方

- ・専用サービスを含め、特定電気通信役務の範囲について検討を行った期間は下図のとおり。
- ・専用サービスについては、一般専用については微減又は横ばい、高速デジタル伝送は急増、さらに、ATM専用等の新たなサービスが開始された直後、との状況。
- ・主として「企業向けサービスとして、産業活動にとって不可欠であり、今後、一層、その重要性が高まると考えられる」ことから、平成12年、電気通信事業法施行規則の改正により、特定電気通信役務として規定。



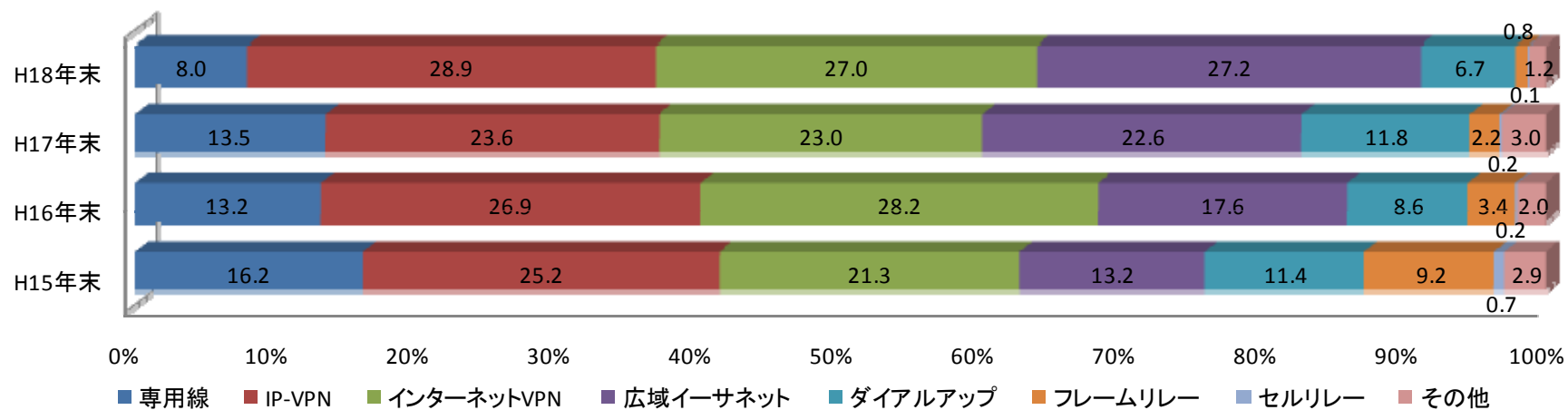
【注：NTT東西以外の事業者がサービス提供する分も含まれている。】

■ 現時点における専用サービスについての位置付けの検討

- ・一方、現時点においては、特定電気通信役務の範囲決定時点に比しその回線数は減じているところ。
- ・また、資料32のとおり、企業通信網として利用している通信サービスにおいても、専用線の比率は減じているところ。

幹線系：主要拠点同士やコンピュータセンターを結ぶネットワーク

支線系：中小規模の拠点を接続するネットワーク



上限価格方式（プライスカップ方式）における東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定について（平成18年6月28日 物価問題に関する関係閣僚会議）

3 政府は、固定電話市場における競争の進展により、利用者が実際に支払っている料金水準が低下している現状にかんがみ、料金規制の在り方（基準料金指数の算定方法や適用範囲等）について早急に検討し、結論を得ることとする。

情報通信審議会答申（情審通第42号、平成18年6月6日）

なお、国民政策や経済活動に必要不可欠な電気通信サービスの低廉性を今後も確保するため、総務省においては、関連する制度との整合性を確保しつつ、ネットワークのIP化等に伴う電気通信市場の動的な環境変化に対応したプライスカップの在り方について検討を行い、必要に応じて所要の措置を講じるよう要望する。

指定電気通信役務（電気通信事業法第20条より抜粋）

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務であって、当該電気通信役務に代わるべき電気通信役務が他の電気通信事業者によって十分に提供されないことその他の事情を勘案して（中略）適正な料金その他の提供条件に基づく提供を保障することにより利用者の利益を保護するため特に必要があるものとして総務省令で定めるものをいう。

(1) NTT東西が指定設備を用いて提供する役務について、当該役務に代わるべき電気通信役務（以下「代替役務」）が他の事業者によって十分に提供されているか分析。

① 個別の分析の対象となるNTT東西の役務の範囲（分析単位）を決定

- NTT東西が指定設備を用いて提供する役務のうち、当該分析の対象となる役務の範囲（分析範囲）を決定する。
- 同一性が高く、代替的なNTT東西の役務を（NTT東西毎に）まとめて分析単位とする。
 - ・ 同一性の高さの判断は、利用者が選択可能なサービス間にどのような利用価値の違いを見出しているのかという需要の代替性に基づき行う。
 - ・ 具体的には、その役務の内容、効用、料金、利用者層等から合理的に推測するとともに、事業者ヒアリング等を参考にする。
 - ・ NTT東西が定めている契約約款及び契約約款で定められている品目も参考にする。

② 分析単位毎に、それと代替的な他の事業者の役務の範囲を決定

③ 分析単位毎に、NTT東西の市場シェアを算出し、必要に応じ他の補足的な材料を活用しつつ、代替役務が十分に提供されているかどうか判断

- NTT東西の市場シェアが50%を超える場合
反対の判断をする特段の事情がない限り、代替役務が十分に提供されないと推定する。
- NTT東西の市場シェアが10%以下の場合
反対の判断をする特段の事情がない限り、代替役務が十分に提供されていると推定する。
- NTT東西の市場シェアが50%以下10%超の場合
市場シェアの推移、当該役務の料金の推移、参入事業者数、市場集中度といった補足的な材料を活用すること等により、更に詳細に分析を行う。
(略)

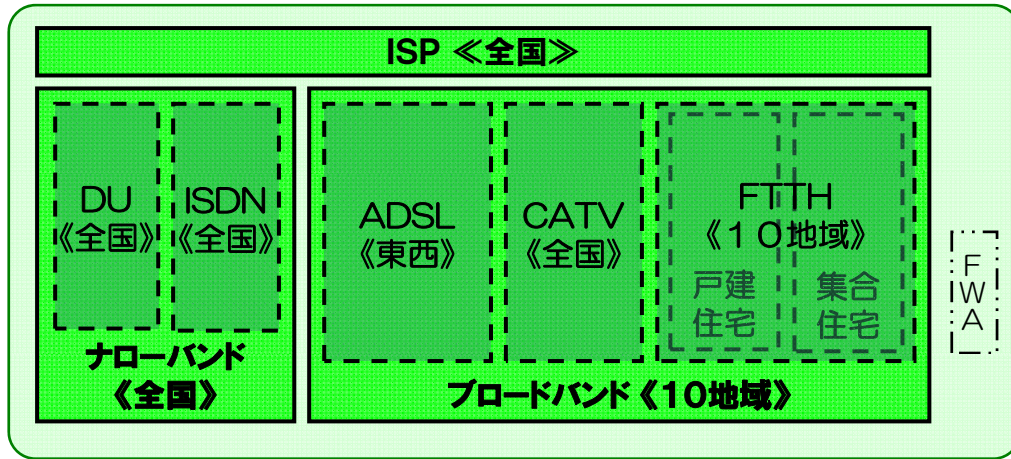
(2) ①当該役務の内容が利用者にとって重要なものかどうか、②当該役務の利用者の範囲等その他の事業を勘案して、指定役務として定める必要性があるか判断。

指定役務としない電気通信役務を以下のように類型化。

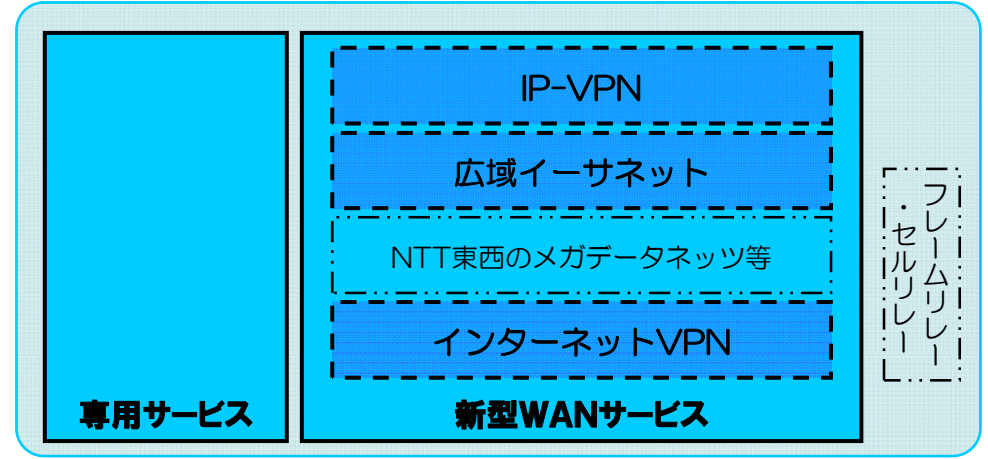
- (ア) 付加的な機能の提供に係る電気通信役務（利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務を除く。）
- (イ) 特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている電気通信役務
- (ウ) 新規の契約の締結をしておらず、将来廃止することが見込まれる電気通信役務

- (エ) 端末設備の提供に係る電気通信役務
- (オ) 利用者の範囲及び期間を限定して試験的に提供する電気通信役務
- (カ) 当該電気通信役務の内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が特に少ない電気通信役務

インターネット接続領域

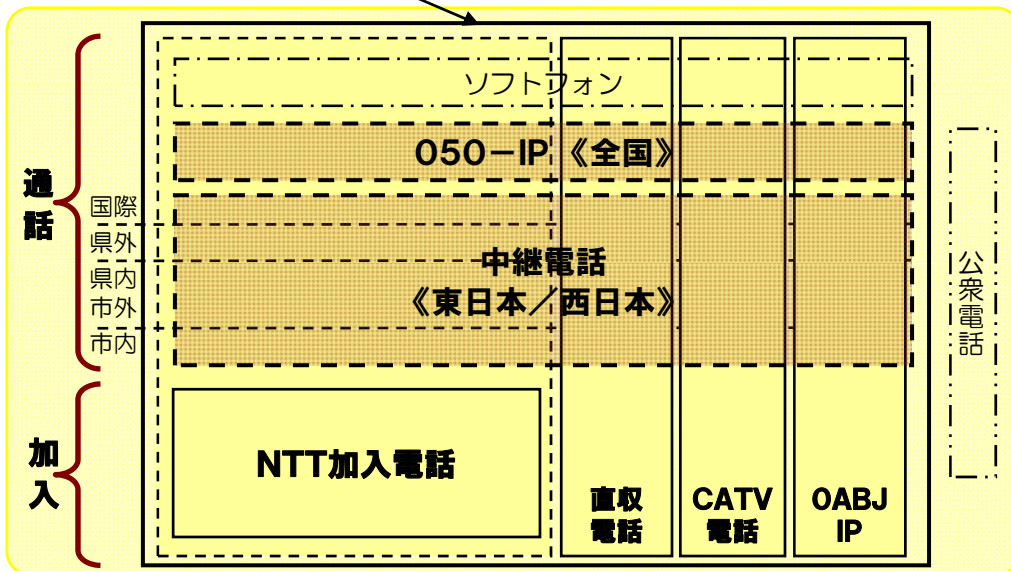


法人向けネットワークサービス領域

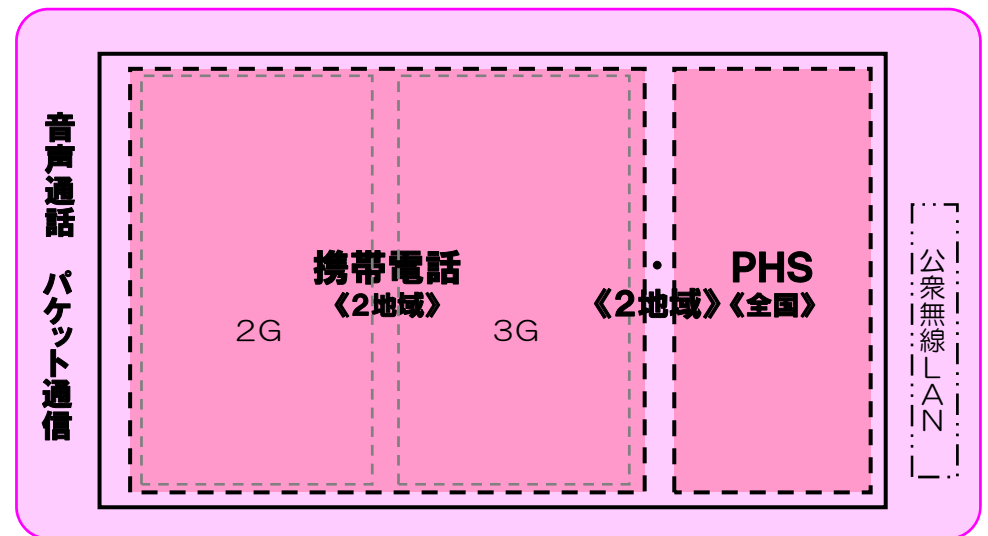


固定電話領域

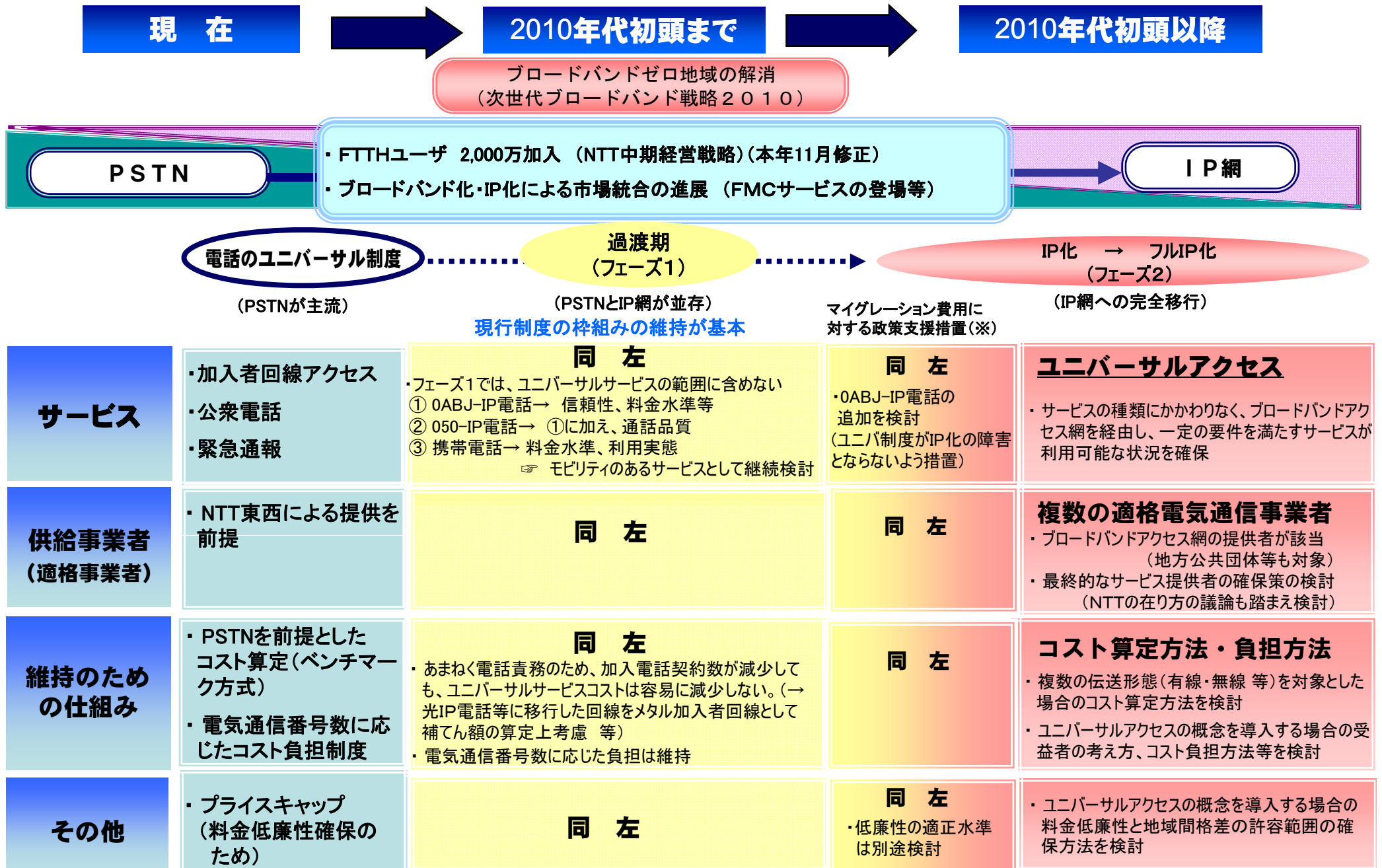
固定電話市場の範囲 = NTT加入電話+直収電話+CATV電話+OABJ IP電話
《東日本/西日本 10地域》



移動体通信領域



凡例： **画定市場** **部分市場** 《地理的市場》



(※) NTTが2010年を目途に公表する移行計画を踏まえ検討

■ 通信量によらない料金体系（従量制⇒定額制）

- 99年 NTT東西 ISDNで定額制プラン開始(試験サービス)(8,000円/月(+ISP料金))
- 01年 ソフトバンク ADSLで定額制プラン開始(2,830円/月)
- 01年 有線ブロードネットワークス FTTHで定額制プラン開始(5,800円/月)
- 01年 NTT東西 FTTHで定額制プラン開始(6,100円/月)
- 03年 au 携帯電話でパケット定額制プラン開始(4,200円/月(+基本料))
- 05年 ウィルコム PHSで定額制プラン開始(2,900円/月【ウィルコム間通話】及び電子メール)

■ 距離によらない料金体系（距離区分⇒全国一律）

- 01年 FUSION 中継電話で全国一律料金プラン開始(全国一律20円/3分)
- 03年 ソフトバンク 050IP電話で全国一律料金、加入者間無料プラン開始(全国一律7.99円/3分 加入者間無料)
- 03年 平成電電 ドライカップを利用した新型直収電話で全国一律プラン開始
(全国一律6.8円/3分 別途300円/月で加入者間無料)
- 04年 NTT東西 0ABJ-IP電話で全国一律料金プラン開始(全国一律8円/3分)
- 05年 NTT東西 加入電話で県内一律料金プラン開始(県内7.5円/3分+100円/月(プラン2))
- 05年 KDDI ドライカップ直収電話で県内、県間一律料金プラン開始(県内8円/3分 県間15.75円/3分)

■ 消費者から料金を徴収しない料金体系（広告モデル）

- 05年 USEN 広告モデルにより、消費者からは料金を徴収しない動画配信サービス GYAOを開始
- 05年 ソフトバンク、ヤフー、広告モデルによる無料動画配信サービス TVbankを開始
- 05年 ライブドア 自らが運営するポータルサイトへのアクセスに限定した無料無線LANアクセスサービスを開始

■ サービス区分によらない料金体系（役務別料金⇒セット料金）

次頁参照。

サービス区分によらない料金体系（バンドル型料金）の例

サービス名等	電話サービス	インターネット 接続サービス	映像配信サービス	3サービス込みの 基本料金 ※1
Bフレッツ+ひかり電話 +スカパー光 ※ NTT東 オプティキャスト	ひかり電話 国内8.4円(3分間) ※ NTT東	最大100Mbps ※ NTT東 (別途ISPとの契約が必要)	多チャンネル放送(68ch、地上・BS・CS番組) ※ オプティキャスト提供「スカパー光」	10,575円(一戸建) 7,425円(集合住宅) (諸機器料等込み、ISP料金が別途必要)
KDDI ひかりone 電話サービス+ネットサービス+TVサービス ※ KDDI(DION)	国内8.4円(3分) ※ KDDI提供	最大100Mbps ※ KDDI(DION)提供	多チャンネル放送(40Ch、CS番組) VOD(約5,000本)、通信カラオケ ※ KDDI提供「MOVIE SPLASH」	9,660円(一戸建) 6,615円(集合住宅)
BBフォン光+ Yahoo BB光 TV package ※ ソフトバンクBB	BBフォン、BBフォン光間無料 国内7.99円(3分) ※ ソフトバンクBB提供	最大100Mbps ※ ソフトバンクBB提供	多チャンネル放送(40ch、CS番組) VOD(約5,000本) ※ ビー・ビー・ケーブル提供	8,966円(一戸建) 4,766円(集合住宅) (集合住宅は1,155円割引)
J:COM PHONE +J:COM NETウルトラ160 +J:COM TV デジタル ※ ジェイコム東京	市内8.3円(3分) J:COM Phone間5.3円(3分) ※ ジェイコム東京提供	最大160Mbps ※ ジェイコム東京提供	CATV多チャンネル放送(68Ch、地上・BS・CS番組)、VOD(約10,000本) ※ ジェイコム東京提供	10,890円 (パック料金)
eo光ネット+eo光でんわ +eo光テレビ ※ ケイ・オプティコム	eo光でんわ間無料 近畿2府4県内 7.77円(3分) ※ ケイ・オプティコム提供	最大100Mbps ※ ケイ・オプティコム提供	CATV多チャンネル放送(62Ch、地上・BS・CS番組)、VOD(約3,500本) ※ケイ・キャット提供 「eo光テレビバリューパック」	8,350円(戸建て) 6,730円(マンション) (セット割引)

※1 テレビ放送にベーシック多チャンネル放送プランを選んだ場合の料金を基本としているが、各サービス内容が異なるため、一概に金額の比較はできない。

FMCサービスの類型

※FMC: Fixed Mobile Convergence

① 請求書の一本化

固定電話と携帯電話の請求書が一体として送られてくるサービス

② ワンストップ申込み

1回の申込みで、固定電話と携帯電話に加入できるサービス

③ 端末の共用

1台の端末が、屋外では携帯電話（PHS）、屋内では固定電話の子機や社内での内線無線電話として利用できるサービス

④ 固定網・携帯網自動切り替え

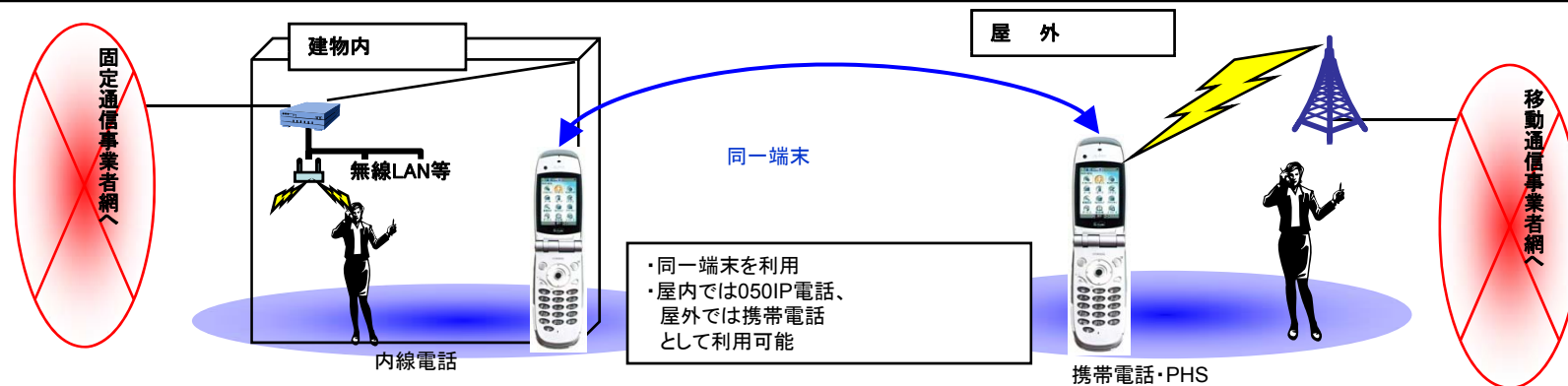
1つの端末・電話番号で、屋外では携帯電話、屋内（自宅等）では固定電話としてシームレスに利用できるサービス。

我が国のFMCサービスの現状

端末の共用、固定網・携帯網自動切り替え

- ・携帯電話と無線LANのデュアル端末を利用したサービス
 - ・社内では無線LANを用いた内線電話、社外では携帯電話として利用可能
 - ・屋内では無線LANを用いた050IP電話、高速ネット通信端末、屋外では携帯電話として利用可能

【イメージ図】



■ 電気通信事業分野における競争の促進に関する指針（06年5月、公正取引委員会・総務省）

Ⅱ 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

第3 電気通信役務の提供に関連する分野

3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

(1) 電気通信役務の料金その他の提供条件の設定等に係る行為

イ 電気通信事業法上問題となる行為

(ア) 基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務を提供する電気通信事業者が設定する基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務に係る以下のような契約約款については、電気通信事業法に基づく契約約款変更命令が発動される（同法第19条第2項及び第20条第3項）。

f 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき

（例）

- ⑪ 指定電気通信役務とあわせて他の指定電気通信役務を提供する際に、双方の役務の料金を区分せずに設定すること。
- ⑫ 基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務とあわせてこれらの役務以外の電気通信役務又は電気通信役務以外の役務を提供する際に、当該電気通信役務の料金と当該これらの役務以外の電気通信役務又は電気通信役務以外の役務の料金とを区分せずに設定すること。

(イ) 電気通信事業者が設定する以下のような料金その他の提供条件については業務改善命令が発動される。（電気通信事業法第29条第1項第2号から第7号まで）

f 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき

（例）

- ⑩ 電気通信役務とあわせて電気通信役務以外の役務を提供する際に、当該電気通信役務の料金と当該電気通信役務以外の料金とを区分せずに設定することにより、他の電気通信事業者との間における不当な競争を引き起こすこと。

経緯

○接続料と利用者料金との関係について、接続料の再計算にあわせて検証すべき
 (「接続料の算定に関する研究会」報告書(99年7月))

○NTT東西は、大括りのサービス単位において、毎年度接続会計報告の際に検証結果を公表(00年度～)

○専用サービス及びデータ系のサービスのうち、特にDSLサービス等のインターネット関連サービスについて、接続料の認可時及び毎年の実際費用方式による接続料の改定時に、NTT東西が、サービス毎、品目毎、速度別に、接続料と利用者料金との関係について営業費を加味した上で検証し、総務省がその妥当性を判断
 (「IT時代の接続ルールに関する研究会」報告書(02年7月))

○毎年度の接続料再計算時に、Bフレッツ、フレッツADSL等について、サービス毎、品目毎、速度別に接続料と利用者料金との関係について検証(02年度～)

○可能な限り透明性を確保するとともに、行政当局により客観的かつ透明な基準の下で運用されるようにすることが必要。このため、本答申を踏まえ、スタックテストの検証区分、対象範囲及び検証方法等について、「スタックテストの運用に関するガイドライン(仮称)」を速やかに策定することが適当
 ○当該制度の一層の透明性を確保するため、スタックテストを実施する根拠を接続料規則に規定することが適当
 (情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(07年3月))

○「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」(07年6月策定、08年2月改定)

○ 接続料規則の一部改正(07年7月)

スタックテスト実施方法(案)

接続料を設定する事業者が実施するスタックテスト (単位:億円)

サービス	① 利用者 料金収入	② 接続料 収入	①-② 営業費 相当	営業費の 基準値
加入電話・ISDN 基本料				
加入電話・ISDN 通話料				
公衆電話				
番号案内				
専用サービス				
メガデータネット				
Bフレッツ				
フレッツADSL				
フレッツISDN				

総務省が実施するスタックテスト

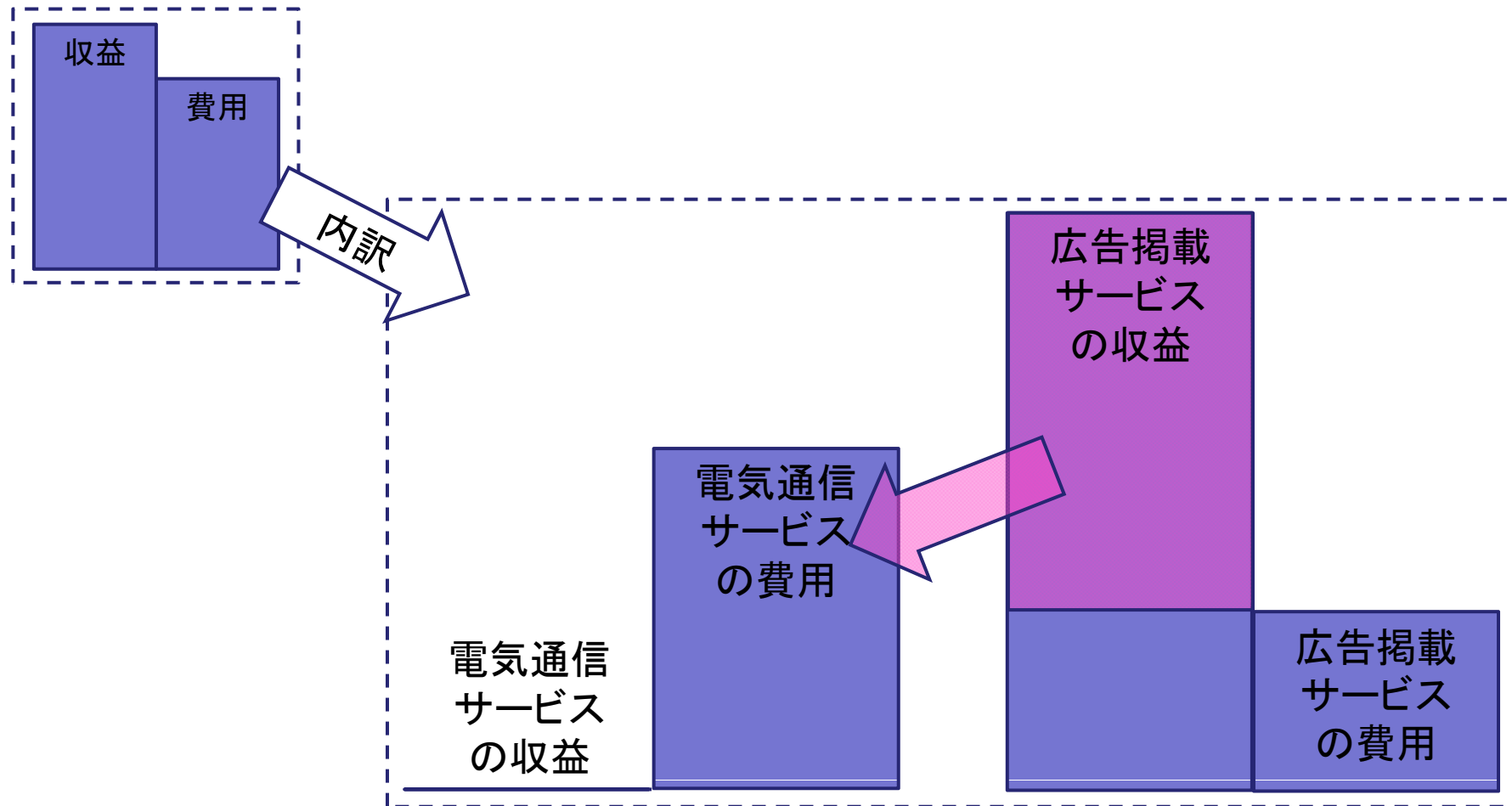
(単位:円)

サービスメニュー	① 利用者 料金	② 接続料	①-② 営業費 相当	営業費の 基準値
×××				
×××				
:	:	:	:	:

スタックテスト実施の根拠規定

接続料規則第14条(接続料設定の原則)第4項に、「接続料の水準は、当該接続料が事業者と当該事業者の第一種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとなるように設定するものとする」旨を規定。

広告収入により電気通信サービスのコストを賄うビジネスモデルの例



米国(州)

米国においては、州内通信(地域通信)については、州の公益事業委員会がそれぞれ個別に規制を行っており、既存地域通信事業者(ILEC)の地域通信サービス料金については、プライスカップや報酬率規制等の利用者料金規制を実施。また、競争地域通信事業者(CLEC)の地域通信サービス料金については、料金届出制等の規制を実施。

なお、州レベルにおいて、近年料金政策の見直しを行う動きあり。(資料2、資料3参照)

米国(連邦)

FCCは07年8月、AT&T、Verizon、Qwestが営業区域内で提供する長距離通話サービスに係るドミナント規制を廃止。これは、①長距離通話市場における競争の進展、②長距離通話サービスの、市内通話とのパッケージサービスとしての提供が一般化、③携帯電話、VoIP等との競争の進展によるもの。一方、パッケージサービスを利用しないユーザに対するセーフガードの観点から、3社は以下の条件を約束。

事業者	コミットメント内容
AT&T、Verizon	・市内アクセス回線を有する住宅用ユーザに対し、12セント/分での長距離通話サービスの提供。 ・現行の料金プランのうち特定のものについて、月額1ドル以上の値上げを行わない。 以上について、3年間実施。
Qwest	・長距離通話サービスの低利用者に対する2種類の既存料金プランについて、2年間引き続き提供。 ・上記の料金プランのうち、一方には月額固定料金を課さず、もう一方について、月額1ドル以上の値上げを行わない。

米国（ニューヨーク州）における料金政策について②

- ・ニューヨーク州公益事業委員会は、06年4月に、新たな政策枠組み(Competition III)に関する文書(05-C-0616)を発表。CATV事業者の提供する電話サービス、VoIP、携帯電話等の提供によるインターモーダル競争の進展に対応するため、より柔軟で対称的な規制枠組みを導入。
- ・具体的には、Verizon等の既存事業者に対して、一定の料金設定の自由度を付与する一方、Basic Service やLifeline(低所得者向けサービス)等の基本的なサービスについて一定額のキャップ下での提供を義務付け、利用者が公正で合理的な料金でこれらのサービスを利用できることを担保。

サービス区分	対象事業者	規制状況
Basic Services (住宅用)	Verizon	<ul style="list-style-type: none"> ・届出 ・Message Rateサービス(基本料+従量制通話プラン)の提供義務付け このうちaccess line charge(基本料)について、値上げは1年間に月額2ドルまで。 ・Flat Rateサービス(市内無制限通話プラン)の提供義務付け 月額23ドルのプライスカップ。値上げは1年間に月額2ドルまで。
	Frontier of Rochester	<ul style="list-style-type: none"> ・届出 ・Message Rateサービス(同上)の提供義務付け このうちaccess line charge(基本料)について、値上げは1年間に月額2ドルまで。 ・Flat Rateサービス(同上)の提供義務付け 月額23ドルのプライスカップ。値上げは1年間に月額2ドルまで。 ・2年後(08年)に再検討を行う。
	その他のILEC	<ul style="list-style-type: none"> ・届出 ・競争の存在や適正な利潤を確保しているか等により、個別の事業者毎に料金設定の自由度を付与※。
	CLEC	<ul style="list-style-type: none"> ・届出(一定以上の値上げについては、個別審査。)
Non-Basic Services (住宅用)	Verizon Frontier of Rochester	<ul style="list-style-type: none"> ・届出(原則として、自由な料金設定を認める。) ・(競争が進展していない地域のユーザ保護のため)原則として営業区域内は均一料金での提供を義務付け。
	その他のILEC	<ul style="list-style-type: none"> ・届出 ・競争の存在や適正な利潤を確保しているか等により、個別の事業者毎に料金設定の自由度を付与※。
	CLEC	<ul style="list-style-type: none"> ・届出(一定以上の値上げについては、個別審査。)

※ その他のILECの料金については、08年3月の決定(07-C-0349)による。

Basic Services: 全ての交換機を通じて、スタンドアロンサービスとしてあまねく提供される、付加機能なしの住宅用回線。市内定額通話サービス、タッチトーン(プッシュ回線)、PSTN電話番号を利用した通話の発着信機能、最低時間の電源バックアップ、911及びE911を含む緊急通報サービス等を含む。

Non-Basic Service: 三者間通話、留守番電話、コーラーID等。

米国（カリフォルニア州）における料金政策について③

カリフォルニア州公益事業委員会は、06年8月に、新たな規制枠組み（Uniform Regulatory Framework）に関する文書（R.05-04-005、D.06-08-030）、07年9月に、高コスト基金（CHCF-B）の見直しに関する文書（R.06-06-028、D.07-09-020）を発表。高コスト基金の補助を受ける基本的な住宅用サービスについては、09年1月までの間、現行の料金水準を維持することとした（09年1月以降の料金規制の在り方については、高コスト基金の見直しの次フェーズにおいて検討）。一方、その他の18小規模既存地域通信事業者（ILEC）の料金については、報酬率規制を実施。

対象事業者	規制状況											
AT&T (旧SBC California)	<ul style="list-style-type: none"> 高コスト基金（CHCF-B）の補助を受けるサービスについて、均一料金規制（geographic averaging requirement）。 高コスト基金の補助を受ける基本的な住宅用サービスについて、現行料金水準で凍結（CHCF-B見直しにおいて再検討）。 <div data-bbox="577 560 2123 1094" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">高コスト基金（CHCF-B）の補助を受ける基本的住宅用サービスに係る料金規制の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 25%;">～08年1月</th> <th style="width: 25%;">～09年1月</th> <th style="width: 35%;">09年1月以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AT&T Verizon</td> <td>価格凍結</td> <td>CPIまでの値上げを許容</td> <td rowspan="2">ターゲット料金に向けた段階的な料金規制を実施（詳細未定）。</td> </tr> <tr> <td>SureWest, Frontier</td> <td>価格凍結</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div> 		～08年1月	～09年1月	09年1月以降	AT&T Verizon	価格凍結	CPIまでの値上げを許容	ターゲット料金に向けた段階的な料金規制を実施（詳細未定）。	SureWest, Frontier	価格凍結	
		～08年1月	～09年1月	09年1月以降								
AT&T Verizon		価格凍結	CPIまでの値上げを許容	ターゲット料金に向けた段階的な料金規制を実施（詳細未定）。								
SureWest, Frontier		価格凍結										
Verizon												
Mid-size ILECs SureWest Frontier												
CLEC	事前届出制（一部のサービスについて、アドバイスレターの提出によりデタリフ化が可能。）											
その他18小規模ILEC	報酬率規制											

- カナダ・ラジオテレビ電気通信委員会(CRTC)は、大規模ILEC及びその他ILECの提供するサービスの料金について、サービス区分毎に、構成要素レベル、バスケットレベルの両レベルでプライスカップを設定。また、大規模ILECの提供するサービスの料金について、プライスフロアを設定。これらは料金の認可時に審査。
- 一方、市内通信サービスについて、交換機単位で競争の進展が認められる場合、料金認可、プライスカップ及びプライスフロア等を差し控える旨を決定。

プライスカップ(大規模ILECに係るもの)

主な対象サービス区分	規制内容
高コスト地域以外における住宅用基本サービス(付加サービスを除く)	・現行料金でキャップ(構成要素レベル)
高コスト地域における住宅用基本サービス(付加サービスを除く)	・CPI※+0(構成要素レベル) ※5%を上限
事務用サービス	・CPI+0(バスケットレベル)及び10%/年(構成要素レベル)
その他キャップ対象サービス	

プライスフロア

既存事業者がコスト以下の料金でのサービス提供が求められないことの確保、顧客間の不当な差別的取扱いの防止、反競争的な価格設定の防止を目的として、大規模ILEC6社の一定のサービス(区域内通話、番号通知、番号案内等)にプライスフロア規制を実施。

- インピュテーションテスト(個別サービス):
コスト以下でのサービス提供を禁止。コストの定義は構成要素により異なる。
(例: Essential Service Component については料金をコストと見なし、他のサービスについては長期増分費用方式により算定(Phase II コスト)。)
- バンドル料金ルール: コスト以下でのサービス提供を禁止。コストの定義はバンドル構成要素により異なる(同上)。
- ボリューム・長期契約料金セーフガード:
 - (1) アクセスサービス: サービスレベル、料金バンド(級局)レベル、最低単位当たり料金レベルでインピュテーションテストを実施。
(サービスの総収入、料金バンド毎の収入、最低単位当たり料金の収入がそれぞれのコストを下回らないことを確認。)
 - (2) アクセスサービス以外: サービスレベルのみでインピュテーションテストを実施。(サービスの総収入がコストを下回らないことを確認。)

市内通信サービスに係る規制の差し控え

06年4月、CRTCは市内通信サービスに係る規制の差し控え(forbearance)に関する決定(CRTC2006-15)を発表。大規模ILEC6社が提供する住宅用・事務用市内通信サービスに係る規制について、交換機単位で競争が十分に進展していると認められる場合、料金の認可、プライスカップ及びプライスフロア規制等を差し控えるもの。ただし、差し控えを行っても、低所得者等に対するセーフガードの観点から、住宅用の基本料等について、料金変更の際、差し控え時に認可されている料金を上限(price ceiling)とするとともに、料金変更後14日以内のCRTCへの報告及び公表を義務付け。

関連市場の定義・分析

(欧州委員会『関連製品・サービス市場に関する勧告』に基づく7市場)

小売レベル

- ① 固定公衆電話網へのアクセス (住宅・非住宅用顧客向け)

卸売レベル

- ② 固定公衆電話網上の呼発信
- ③ 個々の固定公衆電話網上の呼着信
- ④ 固定地点におけるネットワークインフラへの物理的卸売アクセス
- ⑤ ブロードバンドアクセス
- ⑥ 専用線の終端
- ⑦ 個々の移動体電話網上の呼着信

有効競争あり

有効競争なし

有効競争あり



規制なし

SMP(重要な市場支配力)事業者の指定

(欧州委員会『市場分析及びSMPの評価に関するガイドライン』)

- 50%超 : 支配的地位が推定される
- 40%超 : 通常、単独支配が発生しうる
- 25%未満 : 支配的地位を占めているとはいえない



規制なし

SMP事業者に対する規制例

ユニバーサルサービス指令に基づく規制

- プライスキャップ、個別管理等による小売価格規制
- 市場参入の妨害や略奪的価格設定等の反競争的行為の禁止 等

アクセス指令に基づく規制

- 技術仕様・提供条件等の公表
- 接続の無差別、会計分離
- コスト指向の接続料の設定 等

06年7月以前は、固定ナローバンド小売サービス市場における住宅用国内・国際通話等7市場に対して小売料金規制(プライスキャップ規制)を実施。06年7月、Ofcomは、不当な差別的取扱いの禁止、提供料金、提供行件の公表、会計整理義務などのセーフガードにより、消費者利益が確保されることを前提に、固定ナローバンド小売サービス市場におけるプライスキャップの廃止を決定(Ofcom文書「Retail Price Controls explanatory statement (19/07/2006)」。一方、専用線についてはBTの公約によるプライスキャップ等の規制を実施。

市場分析の分野	SMPが認められる市場(小売市場)	SMP規制(小売市場に係るもの)
固定ナローバンド小売サービス市場 Fixed Narrowband Retail Services Markets	15市場(BT) ・住宅用アナログ加入者回線サービス ・住宅用市内通話 ・住宅用国内通話 ・住宅用固定発携帯着通話 ・住宅用オペレータ補助通話 ・住宅用国際通話(category A) ・住宅用国際通話(category B) ・住宅用ISDN2加入者回線サービス ・事務用アナログ加入者回線サービス ・事務用ISDN2加入者回線サービス ・事務用ISDN30加入者回線サービス ・事務用市内通話 ・事務用国内通話 ・事務用固定発携帯着通話 ・事務用オペレータ補助通話	左記15市場全てに係る規制 ○ 不当な差別的取扱いの禁止(15市場) ○ 提供料金、提供条件の公表(15市場) 7市場に係る規制 ○ 会計整理義務
専用線市場 Retail leased lines, symmetric broadband origination and wholesale trunk segments market	・小売低帯域従来型専用線(8Mbit/s以下) retail low bandwidth traditional interface leased lines (up to and including 8Mbit/s)	○ 専用線サービスのミニマムセットの提供義務、8Mbps従来型サービスの提供継続義務 ○ 不当な差別的取扱いの禁止 ○ アナログ及び8Mbps従来型サービスについて、BTが、06年6月又は次回の市場レビューの早い方までの間、RPI+0以上の値上げをしないという公約を満たさなかった場合、会計整理義務及びコストベース料金義務。 ○ 提供料金、提供条件の公表 ○ 伝送、保守回数に関する情報の公表

BTは、ユニバーサルサービス義務に基づき、
 ・低所得者向けの特別タリフを提供。
 ・一部地域の競争圧力による料金低下を全ての住宅ユーザが受けられるよう、ナローバンドサービスについて単一料金で提供。

国内・国際通話、専用線等の料金については原則として個別認可。ただし、住宅用アクセス、住宅用国内通話のうちユニバーサルサービス対象サービス以外については届出制に移行するとともに、ユニバーサルサービス対象サービスについては06年から一部プライスカップ規制を適用。

市場区分と利用者料金の規制状況

市場区分	規制状況
住宅用アクセス	規制緩和(認可→届出) ユニバーサルサービス対象サービスについては認可。
事務用アクセス	認可
住宅用国内通話	規制緩和(認可→届出) ユニバーサルサービス対象サービスについては プライスカップ 。
住宅用国際通話	認可
事務用国内通話	認可
事務用国際通話	認可
専用線	認可

プライスカップの概要

- 対象サービス:
国内通話(市内、市外、固定発携帯着)、海外県向け通話(固定発携帯着を含む)ベースレートのみを対象とし、オプション、パッケージプランは対象外。
- バスケット:
・メトロポリタンバスケット
・海外通話バスケット
- プライスカップ: $CPI+T-3\%$ 。
T: ARCEPの決定する、フランステレコム固定網発他社固定網着通話及び携帯電話着通話の着信料金の変化率(フランスにおいては、06年3月から既存の3携帯事業者の通話着信料金が段階的に引き下げられている。)
- 対象期間
2005年～2008年

プライスカップ導入の経緯

04年11月、ART(現ARCEP)はユニバーサルサービス事業者の設定の入札を実施。入札には、05～08年の料金計画の提出が条件。これを受け、フランステレコムは、包括的な提案を提出。

- ・基本料金について、段階的に23%値上げ。EUの主要15ヶ国における平均的な水準とする。
- ・低所得者向け基本料について、ただちに7%引き下げ。
- ・26%以上の通話料の引下げ(初年度CPI-8%、以降CPI-7%のプライスカップにより、3年間で26%の引下げ)。

05年1月、ARTの提示した目標に対し、フランステレコムは、競争促進のための追加的なコミットメントを発表し、ARTと調整。

- ・アンバンドル料金の値下げ及びアンバンドルの品質の維持。
- ・06年3月末までの提供開始を目途に、05年9月末までに基本料部分の再販のためのホールセールを提供をARTに提案。
- ・ユーザが電話と別個にブロードバンドサービスを契約することを可能にするため、ADSLのホールセールの提供を05年中に開始。
- ・フルアンバンドルを含む新たなオファーを05年6月までにARTに提出。等

05年1月、ARTはフランステレコムの包括的な提案を承認(通話料に係るプライスカップの運用方法については修正(CPI+T-3))。

06年～ ユニバーサルサービスの通話料に係るプライスカップが運用開始。また、住宅用小売料金の規制緩和を実施。

イタリア

- ・テレコムイタリアが設定する新たな料金について規制当局が2つのテスト(プライスフロア、レプリカビリティ(再現可能性)テスト)を実施。前者はテレコムイタリアのコスト・リカバリーのための条件。後者は効率的な競争事業者によるテレコムイタリア提供サービス同等のサービス再現可能性の条件。テレコムイタリアの価格付けが後者を超える場合は問題がないものとするもの。
- ・一方、価格付けが前者と後者の間に入る場合、グレーゾーンとなるが、その可否は関連市場の競争状態や既にあるサービス等を勘案して個々に評価。

英国

- ・Ofcomは、事務用加入回線サービス及び国内通信サービスについてBTをSMP事業者として指定し、当該市場のサービスの料金及び提供条件の届出及び公表を義務付け。原則として、相対料金は禁止。
- ・Ofcomは、07年5月に、当該市場における大口顧客(BTとの間で年間100万ポンド以上の取引を行うものに限る。)に対するbespoke料金(相対料金)を認め、その際の料金については、プライスフロア(transfer charges for network components (ネットワークコスト) plus fully allocated retail cost (小売コスト))を下回ってはならない旨決定。

韓国

- ・韓国においては、情報通信部が07年3月、同年7月からKTやSKテレコムのパンドル商品の料金割引を認める等、通信市場活性化のための一連の規制緩和計画の「通信規制政策ロードマップ」を発表。これには、バンドルサービス規制の緩和が含まれており、支配的事業者(KT、SKT)のパンドルサービスに対する料金割引は10%まで認められることとなったもの。ただし、競争事業者への公正なアクセス機会に対する審査は従来どおり厳格に実施。

- 審査基準： 1 バンドル販売による費用節減効果、利用者利益の増大効果、公正競争の阻害の有無、料金適正性。
ただし、割引率10%以下の場合、上記審査を簡略化。
2 他事業者が同等にバンドルサービスを販売できること(不可の場合、イコールアクセス保証履行計画書の提出。)

- ・また、08年5月、放送通信委員会(情報通信部の承継組織)はバンドル・サービス開発による価格競争のさらなる活性化を狙い、市場支配的事業者のパンドル・サービス認可審査の手続きを簡素化する方針を発表。市場支配的事業者のパンドル・サービスの料金割引に対しては、これまでは10%以下の場合には認可審査を省略してきたが、5月26日からはこのラインを20%までに引き上げることとしたところ。

- ・欧州委員会は06年7月、欧州内での移動体ローミング料金に上限を設定する「EU Roaming Regulation」規制案を提案。07年6月、EU理事会及び欧州議会により採択。当該規制は、07年7月から加盟27ヶ国で直接適用(3年間有効)。これにより、EU域内の国外で発信する際のローミング料金の上限が1分49ユーロセント(約80円)、受信する際の上限は1分24ユーロセントとされた。料金上限は1年ごとに引き下げ。
- ・07年10月、欧州規制機関グループ(ERG)、欧州委員会及び各国規制機関は当該規制の実施状況・効果に関する調査を実施し、利用者料金が6割低下していると発表。
- ・欧州委員会は、当該規制(2010年6月末に失効)の継続並びにSMS及びデータローミングをその対象に加えることについて、08年5月にコンサルテーションを実施。

規制の概要

- (1) 規制期間 : 3年間
- (2) 料金の上限

リテール料金に係る上限

ユーロタリフ※上限価格	07年9月30日～	08年8月30日～	09年8月30日～
国外での発信	49セント/分	46セント/分	43セント/分
国外での受信	24セント/分	22セント/分	19セント/分

※ 規制発効後1か月以内に携帯電話事業者が提示した新たなオファー(定額料金等)を、2か月以内に各加入者が受け入れることを選択しなければ、当該加入者には自動的にユーロタリフが適用される(実質的なオプトアウト方式を採用)。

ホールセール料金に係る上限

ホールセール上限価格	07年8月30日～	08年8月30日～	09年8月30日～
1分当たり平均料金の上限	30セント/分	28セント/分	26セント/分